

ハリストル増嶋大先生校閲

# 法律顧問

東京 大日本法典研究會本部

21  
42

法學大博士 伊藤博文君

衆議院議員 林有造君

法學博士 鳩山和夫君

辨護士 花井卓藏君

衆議院議員 大岡育造君

元法制局長 衆議院議員 奧田義人君

衆議院議員 尾崎行雄君

衆議院議員 高梨哲四郎君

法學博士 山田喜之助君

法學士 秋山定輔君

衆議院議員 每日新聞社長 島田三郎君

辨護士 城數馬君

法學博士 增島六一郎君

法學博士 梅謙四郎君

法律顧問目次

人の成年となるは幾歳なるや... 一
拾ひたる遺失物は幾年を経て自分の所有となるや... 二
農家三年以上不作の續きたる時は如何にや... 三
共益費用の債権とは何ぞや... 四
子孫奉養を欠く罪を問ふ... 五
窃盜罪とは如何... 六
強姦強姦とは如何... 七
強姦強姦とは如何... 八
家買分散に關する罪を問ふ... 九
詐欺取財とは如何なる罪なるや... 十
物賣を總換し分量偽時は如何十一

罪となるや... 三十四
刑罰計算を問ふ... 三十五
敵罪俱發とは如何... 三十五
期滿免罪とは如何... 三十六
告發とは何ぞや... 三十七
告訴とは何ぞや... 三十八
道路を妨害する罪とは何ぞや三十九
郵便を妨害したる罪を問ふ... 四十
強姦強姦なく人の住居を犯したる時は如何なる罪に處せらるや... 四十一
夜間故なく人の住居を犯したる時は如何なる罪に處せらるや... 四十二
徵兵を思避したる時は如何... 四十三
公然猥褻をなす罪とは如何... 四十四
風俗を害する冊子圖書を販賣したる時は如何なる處分を受るや... 四十五

刑の種類を問ふ... 十三
謀殺と故殺は如何なる所に異なるや... 十三
抵償と買入は如何なる違なりや十四
甲の書肆より出版したる書籍を無断にて乙の書肆より其通りにして發行したる時は如何なる罪とあるや十五
保證又は供託を爲す手續を問ふ十六
差押を爲すことを得ざる者は何なるや... 十七
職務に基く不倫罪の一例を問ふ十八
商賣又は農工業を妨害したる時は如何なる罪とあるや... 十九
買買は如何なる時成立するや... 二十
被害者とは何ぞや... 廿一
花牌を引くと罪なるや... 四十六
過失にて人を殺したる時は如何... 四十七
自殺に關する罪を問ふ... 四十八
墮胎の罪とは如何... 四十九
狼狽に關する罪とは如何... 五十
強姦強姦に關する説明を乞ふ... 五十一
強姦強姦の説明を問ふ... 五十二
強姦強姦死の罪を問ふ... 五十三
淫行勸誘の罪を問ふ... 五十四
放火は如何なる處分を受るや五十五
失火の罪を問ふ... 五十六
未成年者喫煙する事を得ざるか... 五十七
妻のなす事を得ざる法律上の行為如何... 五十八

受る事ありや... 廿三
貸借人は何時にても貸借物を返却する義務ありや... 廿四
勞務者の報酬は如何なる時期に受取ることを得るや... 廿五
先取特權とは何ぞや... 廿六
質物を奪れたるとき質權は如何にするや... 廿七
新聞紙の廣告は申込なりや誘引なりや... 廿八
公訴の時効を問ふ... 廿九
公訴の消滅を問ふ... 三十
御座を使用し又偽造したる者は如何なる刑に處せらるや... 三十一
刑の確定とは如何... 三十二
妻か夫の許可を得ずして爲す事を得る行為は如何... 五十九
動産と不動産の區別... 六十
隣地水流れ來りて迷惑する時は如何... 六十一
甲地にある水事工作物が破損阻害して乙地損害を及し又は損害を及さんとしたる時は如何にすべし... 六十二
水流に併して流れ來りたる砂石は之を阻塞するを得るや又砂石は何れの所有に歸するや... 六十三
高地の所有者は餘水を排泄せしむる爲め隣地を通し水道を設るを得るや... 六十四
損害賠償は如何なる場合に於て請求するを得べしや... 六十五

損害賠償の額は如何なる標準により

て定むるや.....六十六

債権者債務者双方過失あるときは損

害賠償は如何にして定むるや.....六十七

金錢を目的とする債務不履行に付て

の損害賠償額は如何にして定むるや

.....六十八

使用貸借とは如何なる物を云ふや...

.....六十九

使用貸借の借主は如何なる義務あり

や.....七十

使用貸借の貸主は如何なる権利あり

や.....七十二

借主が未だ使用収益を爲さざる前に

死亡したるときは如何に借受物を返還

するの義務ありや否や.....七十三

.....八十七

年又は月を以て定めたる定期の債権

は幾年ありや.....八十八

二ヶ年の時効によりて消滅する債権

は何なりや.....八十九

辯護士公證人執達吏に托したる書類

は幾年を以て時効にかゝるや九

十

辯護士公證人及執達吏の職務に關す

る債権は幾年にして時効にかゝるや

.....九十一

二ヶ年の時効によりて消滅する債権

は何なりや.....九十二

一ヶ年の時効により消滅する債権な

りや.....九十三

消費貸借とは如何なる者を云ふや...

.....九十四

貸借とは如何なる物を云ふや.....

.....七十四

貸借の年限は幾年あるや.....七十五

處分の能力又は権限を有せざる者が

貸借を爲したる場合は幾何を期間

を起ゆるを得ざるや.....七十六

不動産貸借は登記するを要するや

.....七十七

貸借物使用及収益の修繕費は當事者

の内何れか負擔するや.....七十八

貸借人が貸借物の修繕を怠る爲め貸

借人が使用収益の妨害を受ける時は如

何にすべきや.....七十九

収益を目的とする土地の貸借人(小

作人の如き)は天災の爲め収益非常

に少きを理由として借賃の割引請求

を如何にするや.....九十五

利息は如何なる制限に率ふべきや...

.....九十六

利息は之を元金に組入ることを得る

や.....九十七

金錢の借主が期限に至り返済する能

はざるときは貸主は損害賠償を請求

するを得るや.....九十八

消費貸借の豫約は當事の一方が破産

宣告を受けたるに因り効力を失ふや

.....九十九

借受けたる物に隠れたる疵あるとき

は破産又損害賠償の原因となるや百

借受けたる物と全一種類全一品等の

物を以て返却すること能はざるに至

するを得るや.....八十

貸借物の一部が滅失したるときは借

主は借賃割引又は解約を請求するを

得るや.....八十一

善意にして過失なく不動産を占有す

る者は幾年にして其所有者とするや

.....八十二

善意にして過失なく動産を占有する

時は如何なる時期に所有権を得るや

.....八十三  
所有権以外の取得時効は幾年あるや  
.....八十四  
消滅時効の進行は何時より始まるや  
.....八十五  
消滅時効の期間は幾年ありや八十六  
定期金の債権は幾年にして時効にか  
かるとは如何にするや.....百一  
混同とは如何なることを云ふや百二  
契約の申込は之を取消す事を得るや  
か.....百三  
期間に後れたる承諾は全く無効なる  
や.....百四  
承諾は正當の期間内に送りたるも途  
中意外の故障ありて到着せられたる  
時は如何.....百五  
遠地にあるものとなす契約は承諾の  
通知を發したる時成立するか其通知  
の到着したる時成立するか.....百六

第一刑事告訴狀書例

○姦通告訴狀  
○歐打創傷告訴狀

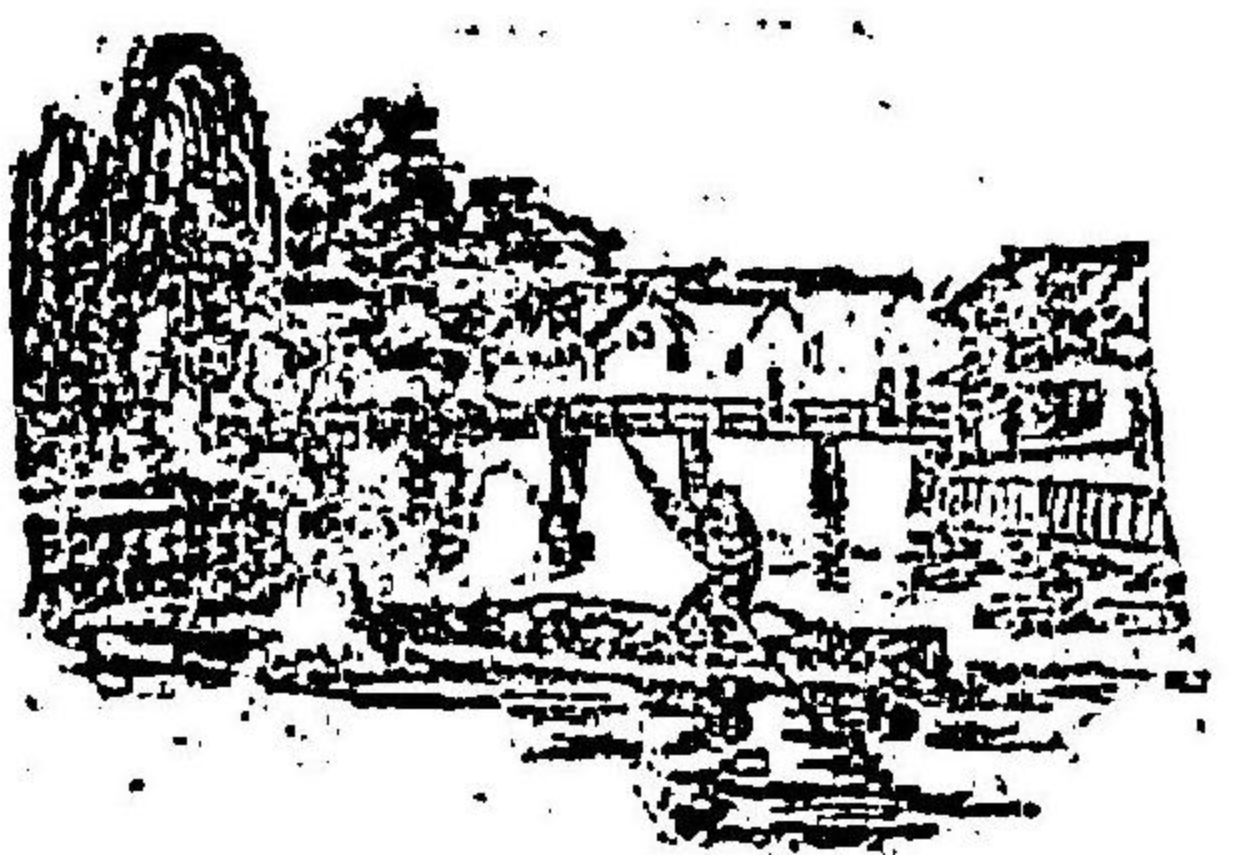
- 家屋侵入告訴状
- 脅迫告訴状
- 詐欺取財告訴状
- 強姦告訴状
- 私印盗用詐欺取財告訴状

### 第二諸願届諸式

- 私生子認知届
- 養子縁組届
- 養子離縁届
- 婚姻届
- 入夫婚姻届
- 離婚届
- 家督相續届
- 推定家督相續人免除届
- 家督相續人指定届

- 家督相續人指定取消届
- 入籍届(其一)(其二)(其三)
- 離籍届(其一)(其二)
- 離籍ニ因ル一家創立届
- 復籍拒絶届
- 復籍拒絶ニ因ル一家創立届
- 廢家ニ因ル一家創立届
- 廢家属
- 絶家再興届
- 氏復舊届
- 名改稱届
- 族稱變更届
- 轉籍届
- 本籍地變更届
- 除籍届
- 嫡出子否認届

- 身分登記變更ノ申請
- 出生届(其一)(其二)



## 法律顧問

●印は問の付號  
○印は答の附號

- (一)人の成年となるは幾歳なるや
- (一)人は滿二十年を以つて成年とすなり
- (二)拾ひたる遺失物は幾年を経て自分の所有となるや
- (二)遺失物を拾ひたるものは一ヶ年以内に所有主の知れざるときは自分の所有となすべし  
然れども遺失物の所有となるには之れを拾ひたる地、又は拾得者の居住地の警察署に届け出で、警察署が遺失物の拾はれたることを公告し一ヶ年を経て後にならざれば不可なり、若し遺失物を拾ひて届け出ざる時は刑法上の罪と爲るべし、刑法に遺失物を拾ひて其所有主に還さず、三日内に届け出ざるときは十一日以上

- 三ヶ月以下の重禁錮に處せられ、又は二面以上二十圓以下の罰金に處せらる
- (三)農家にて三年以上不作の續きたるときは如何にや
- (三)天災地異により三年以上全く収益あるときは、又は全くの不作にあらざるも五年以上収穫が地主に拂ふ町の小作料より多きときは小作人は永小作權を拋棄することを得
- (四)共益費用の債權とは何ぞや
- (四)共益費用とは各債權者の共同の利益を計るため債權者の財産の保存、精算又は配當する目的を以て出したる費用を云ふ  
例之債務者の破産したるとき、其財産を取調べ之たを賣却し以つて各債權者に配當する爲め費したる諸雜費

なり、而して此等の債権を有するものは大抵は執達吏  
清算人等にして普通人にて此權利を有するものは極め  
て少數なり、此等の先取特權は之によりて利益を得た  
る債権者に對してのみ有力にして其債権を蒙らざりし  
債権者に對しては効力をなし、

●(五)子孫奉養を欠く罪を問ふ

○(五)民法第三百六十四條に子孫、其祖父、父母に  
對し衣食を供給せず、其他必要なる奉養を缺きたる者  
は十五日以上六ヶ月以下の重禁錮に處し、貳圓以上貳  
十圓以下の罰金を附加す  
因て疾病又は死に致したる者は死刑に處す

●(六)窃盜罪とは如何

○(六)窃盜罪とは他人に屬する動産を不正に窃取する  
罪を云ふ  
本罪の客体となるべきものは他人の占有内にある有形  
動産なることを要す

●(八)窃盜強盜とは如何

○(八)刑法第三百八十一條に強盜、婦女を強姦したる  
者は無期懲役に處す  
本條は強盜の所爲と、強姦の所爲との二個の所爲ある  
が故に、強盜の所爲も強姦の所爲も共に未遂犯なるべ  
きは論ずると雖も、強盜の所爲は已遂にして、強姦の  
所爲が未遂なるるとき、若くは強姦の所爲は已遂にして  
強盜の所爲未遂なるときは如何と云ふの問題を生ずべ  
し、之れに對する學者の議論澤山ありと雖も、先づ  
左の說を以て正當とすべきなり

一 強盜の所爲已遂にして、強姦の所爲未遂なるど  
きは本條の已遂犯なり

二 強姦の所爲已遂にして、強盜の所爲未遂なるど  
きは本條の未遂犯なり

●(九)家資分散に關する罪とは如何にや

○(九)家資分散の際、其財産を隠匿、脱漏し、又は虛  
偽の負債を増加したる者は二月以上四年以下の重禁錮

一 窃盜罪の目的物は有形動産に限るが故に、家財  
田地の如き不動産、又は無形の權利即ち債權、  
特許權、版權の如きは窃取せんとするも得べか  
らず、

二 窃盜罪の目的物は他人の占有内による物件なら  
ざるべからず、必しも其所有物なることを要せ  
ず、故に窃取されたる物件は、被害者が他人  
より借りたる物、若くは質物に取りたる物にても可  
なり、且一步を迫りて自分の所有物と雖も之を典物とし  
て他人に交付しある物を窃取したるときにても本條の  
罪となるべし

●(七)變換窃盜とは如何

○(七)刑法第三百六十七條に水火、震災、其他の變に  
乘じて窃盜を犯したる者は六月以上五年以下の重禁錮  
に處すとあり

●(八)強盜強姦とは如何

情を知つて虚偽の契約を承認し、若くは其媒介を爲し  
たる者は一等を減す

●(十)詐欺取財とは如何なる罪なるや

○(十)詐欺取財とは無根の事實を以て人を騙かし、或  
は人を恐喝して財物を騙取するを云ふ

刑法第三百九十條に人を欺問し、又は恐喝して財物若  
しくは證書類を騙取したる者は詐欺取財の罪となし、  
二月以上四年以下の重禁錮に處し、四圓以上四十圓以  
下の罰金を附加す

因て官私の文書を偽造し、又は増減變換したる者は、  
偽造の各本條に照し、重きに從て處斷す

前數條に記載したる罪を犯したる者は六月以上二年以  
下の監禁に付す

本罪は窃盜罪と異り、有形と無形とを問はず又動産と  
不動産とに關せず總ての財物は其目的とあることを要

十一

○(十一) 物質を變換し分量を偽る時は如何なる罪となるや

○(十二) 物件を販賣し、又は交換するに當り、其の物質を變し、若くは分量を偽て人に交付したる者は詐欺取財を以て認す

○(十三) 冒認罪とは如何

○(十四) 刑法第三百九十三條に他人の動産、不動産を冒認して貨賣、交換し、又は抵當、典物と爲したる者は詐欺取財を以て論す

自己の不動産と雖も已に抵當典物と爲したるを欺隠して他人に賣與し、又は重ねて抵當典物と爲したる者亦同じ

○(十三) 刑の種類を問ふ

○(十三) 刑は犯罪の區別に因りて其種類を異にす、即ち重罪、輕罪、違警罪の區別に因りて各其刑を異にす

す、又刑には主刑と附加刑との區別あり、主刑は獨立して其犯罪を科する所の刑罰にして、附加刑は主刑に附屬して之を科する刑罰なりと刑法第六條にあり

一 死刑

二 無期徒刑

三 有期徒刑

四 無期流刑

五 有期流刑

六 重懲役

七 輕懲役

八 重禁獄

九 輕禁獄

輕罪に科する刑

一 重禁錮

二 輕禁錮

之れハ破廉耻罪に付科せず

三 罰金

一 拘留

二 科料

附加刑の種類

一 剝奪公權

二 停止公權

三 禁治産

四 監視

五 罰金

六 沒收

○(十三) 謀殺と故殺とに如何なる處にて異なるや

○(十三) 刑法其第九十二條に豫め謀つて人を殺したる者は謀殺の罪となし、死刑に處す

同第九十四條に故意を以て人を殺したる者は故殺の罪となし、無期徒刑に處す

殺人の犯意は自己の所爲が人の生命を斷つに足ることを知りつゝ、斷行すれば可なり、必しも人の生命を斷たんとする慾望あるを要せず、例之劇場に放火せんとする者あり、折りしも演劇の始りたる最中にて之に放火するときは必ず幾人かの生命を失ふべしと何人も知了する所あり、然るを犯人を知りつゝ、放火するとき其目的は人を焦死せしむるの意思にはあらずと雖も殺人の故意ありと云ふべし、左れば一朝の怒りに依りて人を殺し、争鬭の未人を殺すが如きは故殺にして第九十四條に問ふべきものなり

故殺の外に尙預謀あるときは謀殺あり、例へば人を殺さんが爲り前より用意を爲し、謀略を考へ、然る後に殺人の所爲に着手するが如きは謀殺あり、此二者の區別は學理上随分六ヶ敷問ありと雖も學理上の首葉を以つて云へば殺人の決心と實行との間、比較的長き時間あるものを謀殺と云ひ、其間比較的短きものを故殺

と云ふと論ずるが通例ならん

●(十四) 抵當と質入とは如何なる違あるや

○(十四) 質に入る、物は動産にても不動産にても、乃至權利にても可なりと雖も、抵當は單に不動産に限る又質に取りたる不動産は必ず之を占有するを必要とし随つて質取主は之を使用し其より生ずる産物を收益するを得べしと雖も、抵當物の占有は抵當入主に於て爲し、隨て其使用、収益も抵當主が爲し、抵當取主は單に債務不履行の節、其不動産を以つて辦償に充つる權利を有するに止まる、其他尙ほ異なる點を云へば不動産質取主は債權の利息を取ることを得ざるが通例なれども、抵當取主は其利息を取るが當然あり、又不動産質の約束は十年を超ゆるを得ずと雖も抵當には斯る年限を定むることなき

●(十五) 甲の書籍より出版したる書籍を無職にて乙の書籍より其通りの書籍を發行したる時は如何なる罪と

なるや

○(十五) 先年春陽堂より發行せたる然里山人著作の小説隅田心中を其後大坂の某書肆より其通りを發行したる事ありたり春陽堂は之れが損害賠償を請求し茲に大坂の書籍商某は著作權違反として五十圓の罰金に處せられ春陽堂よりの私訴に對し三百圓を支拂ふの義務ありと宣告せたり

●(十六) 保簡又は供託を爲す手續を問ふ

○(十六) 假執行を請求し又は之を免る、爲り保簡を立て若くは供託をなす場合には申請人は其普通裁判籍を有する他の區裁判所又は執行裁判所に其手續をなすべし、而して其裁判所は中立人の求めに依り證明書を附與すべし

●(十七) 差押を爲すことを得ざる物は何なるや

○(十七) 左に掲げたるものは之を差押ふること能はざるものなり

- 一 衣服、腰具、家具及び厨具、但此物が債務者及び其家族の爲め缺くべからざるものに限る
- 二 債務者及び其家族に必要な一ヶ月間の食料及び薪炭
- 三 技術者、職工、労働者及び穩婆に在ては其營業上缺く可からざる物
- 四 農業者に在つては其農業上缺く可からざる農具、家具、肥料及び次の収穫まで農業を續行する爲め缺くべからざる農産物
- 五 文武の官吏、神職、僧侶、公立私立の教育場教師、辯護士、公證人及び醫師に在ては、其職業を執行する爲め缺くべからざる物並に身分相當の衣服
- 六 文武の官吏、神職、僧侶及び公立私立の教育場に在つては第六百十八條に規定する職務上の収入又は恩給の差押を受けざる金額、但差押よ

- 七 藥舖に在ては調藥を爲すため缺くべからざる器具及藥品
  - 八 勳章及び名譽の証標
  - 九 實印其他職業に必要な印
  - 十 神體、佛像其他禮拜の供に用する物
  - 十一 系譜
  - 十二 債務者又は其家族の未だ公にせざる發明に関する物、及び債務者又は其家族の未だ公にせざる著述の稿本
  - 十三 債務者及び其家族が學校に於て使用に供する書籍
- 然れども債務者の承諾あるときは第三乃至第八に掲げたる物を除くの外之れを差押ゆることを得るなり
- (十八) 職務に基く不倫罪の一例を問ふ



○(十八) 巡査が人を逮捕監禁し、獄吏が刑執行し若しくは消防夫が出火の際人家を引倒すが如き場合の犯罪にあらざることは人の知る處なり、刑法第七十三條に本廳長官の命令に従ひ其職務を以つてなしたる者は其罪を論せずとあるは即ち之れなり、如斯き當然知れたる行為と雖も、法律は之を明定すを知らざれば夫等の行為と雖も亦犯罪となるべきを以て斯くは此に規定せられたるあり

九(商賣及び農工業を妨害する時は如何なる罪とあるや

○(十九) 刑法第二百六十七條に偽計、又は威力を以つて毀損、其他衆人の需用に缺く可からざる食用物の買買を妨害したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

同 第六十八條 偽計又は威力を以て竊賣、又は入札を妨害したる者は十五日以上三月以下の重禁錮に處

し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

同 第三百七十一條 雇主、其雇賃を減じ、又は農工業の景況を變ずる爲め雇人及び他の雇主に對し偽計威力を以つて妨害をなしたるものは一月以上六月以下の重禁錮に處し、三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

○(二十) 賣買は如何あるとき成立するにや

○(二十) 賣買は一方が或る物品を賣渡さんことに約し他方が其代金を支拂ふことを約したるとき直ちに成立す、物品の所有權は賣買の成立すると同時に移轉し買主は直ちに其物品の所有主となるがゆへに、此時以後物品の上に来る危險は皆買主の負擔する所とあるべし而して賣買の目的となり得べきものは總ての所有權は云ふに及ばず、地上權、小作權、地役權、債權、特許權、意匠權、商標權、出版權等皆可なり、但し親權、後見等の賣買することを得ず

○(二十一) 被害者とは何ぞや

○(二十一) 被害者とは學者之を物休又は容休と稱することあり、蓋し犯罪の害を受くるもの、謂ひなり、而して其害を被るものは單に有形の人のみに限らず、時としては國家の公權、社會の信用、風俗、道徳なることあり、犯罪は被害者の性質、能力に依りて有りと雖も、無罪となり、又は其罪質を異にするこりありと雖も、今之を一括して論ずること頗る困難なれば、各罪の成立を論ずる所に至り、一所爲くに就て説明すべし

○(二十二) 免訴の言渡を受けたるものは再び訴を受くことありや

○(二十二) 刑法第七十五條にある如く豫審に於て被告が免訴の言渡しを受け、其決定確定したるときは其後は如何なる名目を以つてするも同一の事件に付き再び訴を受くることなし、但し證據不充分を以つて免訴となりたるものは新なる證據發見せられたる場合には

此限にわらず、然れども新なる證據發見せられたるときは直ちに公訴を起すことを得ず、檢事より之れを其裁判所に差出し裁判所に於て其起訴の許すべきや否やを判定したる上にあらざれば公訴を起すことを得ざるものなり

○(二十三) 貸借人は何時にても貸借物を返還するの義務あるものにや

○(二十三) 貸借物の返還は大抵初の約束に定むるを例とすれば、其返還時期に返せばよきも、中には返還時期を定めざることあり、此時には何時にても返還せざるを得ずと雖も、貸借人は左の時間前に返還催促を受ける權利あり

- 一 土地には一ヶ年
  - 二 建物に付ては三ヶ月
  - 三 貸借及び動産に付ては一日
- 但し季節ある土地の貸借に付ては其季節後次の辨

作に着手する前に解約を爲すことを要す

現今土地家屋の賃借には、御入用の節は何時にても立退き申すべく、候と證書に記するを多しとす、然るに其

何時にても云ふは、眞の何時にてもにあらざり、矢張り右記の時間以内に立退催を爲すを至當とするを以つて、借主は右の期間中は權利として住居して可なりと斷言す

○(二十四) 勞務者の報酬は如何なる時期に受取ることを得るか

(二十四) 醫師、辯護士等の如く一時或は勤務のりた依頼したる者の報酬は、治療の終りたるとき、訴訟事件の終りたるとき、即ち勞務を終りたる後にあらざれば報酬を請求することを得ず、而して教師、職工、下女、下男の如く長く續き勤務に服するものは一日とか、一ヶ月とか、豫め定め置きたる期間の終りに於て請求すべきものとす、即ち月給を以て拂ふものは毎月

の終り、日給を以つて定めたるものは其日の仕事仕舞の時を以つて支拂を受くるものなりと民法第六百二十五條にあり

○(二十五) 先取特權とは何ぞや

○(二十五) 假令へば破産若くは身代限をかしたる者ありとするに、米屋、呉服屋、酒屋等を荷も此者に金錢の貸借ある者は皆來りて債權を主張す、分産者の家財道具を賣拂ひ、其賣拂代金の内より各其債權額に應じて分配を請求すべし、而して此場合に於ける債權者は百圓の貸金に對して百圓の仕拂を受くるは稀にして其多分は債權の三割若くは四割を取らざるが通常なり、時に甚だしきに至つては百圓の形に傘一本なるも珍らしからず、之れ法律上にては債務の總財産は動産と不動産とを問はず、一切を擧げて總債權者の擔保と見做したる結果にして債權者は先に貸したはる者も後に貸したる者も千圓貸したるも一錢貸したるも債權者の權利

は依估減價なく總て二様に見做したるが故なり、然るに茲に先取特權と稱して成る債權者には特別の權利を與へ他の債權者に先だちて債權の返済を得せしむるものあり、例之分産者の家財道具を賣り拂ひて得たる金

千二百圓あらんに之に對する各債權者の取るべき總額八千圓ありとすれば各債權者一見したる處にて各四分三づゝの損失を爲さるべからず、而して此中余の有する債權八百圓あらんに此債權が普通の債權をれば余は茲に六百圓の損失を爲さるべからずと雖も、若し余の債權が先取特權と稱する優先權附き居りたらんには余は他の債權者に先ち債權の全額即ち八百圓の仕拂を受け、他の債權者は餘り二百圓を分附して満足せざるべからず之れ即ち先取特權の有力なる所以なり

○(二十六) 質物を奪はれたるとき質權は如何になるや  
○(二十六) 質物が盜難又は脆力によりて奪奪せられたるときは質權は直ちに消滅することなしと雖も一ヶ年

以内に占有留取特權とて質物取還の訴を起して返還するべからず、若し一ヶ年を経過するときは質權は消滅するものあり

○(二十七) 新聞紙の廣告は申込ありや誘引なりや

○(二十七) 新聞紙上に記載したる廣告は契約の申込なるや否やと云ふに付ては西洋に於ても種々議論あるところにして、之を以つて顧客を誘引する手段と見做すときは廣告者は此廣告によりて直ちに義務を負ふことなく、其廣告に應じて出で來りたる者を以つて契約の申込と見做し、廣告者は其申込に應ずるとも應ぜざるとも其勝手なり、例へば拙者飼養の洋犬行衛不明とありたるに付き之れを連れ來りたる者には謝禮として金何圓を贈るべし、との廣告に依り、余は其犬の所在を知り之れを連れ行きたるに廣告者は謝金五圓を出すの意なし、此場合に於ては誘引説によれば余は廣告者を訴へて破約の賠償を得ること能はずと雖も、取

民法は此廣告を以つて契約の申込と見做したるが故に  
 廣告者が金五圓を出さざる時は破約として之れを裁判  
 所に訴ふることを得べし、然れども申込の効力ある廣  
 告は或は行為となしたる者は一定の報酬を與ふべき旨  
 を約したる廣告に限る、即ち前例の行衛不明の犬を遯  
 れ來る約束、懸賞を以つて小説、圖案等を募集する廣  
 告等は申込の効力ある廣告にして通常新聞紙上に見る  
 書籍廣告、賣藥賣廣め、職工雇人入用の廣告等は誘引  
 告にして廣告者の或る品切なりと斷り、或は僱人  
 不用なりと稱して斷るも之れを目して破約と云ふこと  
 を得ず、左れば概して或る請負に屬する行為を目的と  
 したる廣告に限り申込の効力あるものと知り置けば差  
 岡をかるべき

●(二十八) 公訴の時効を問ふ  
 ○(二十八) 公訴の時効は左の期間を經過するに依つて  
 成敗す

- 一 違警罪は六ヶ月
- 二 輕罪は三年
- 三 重罪は十年
- (二十九) 公訴の消滅を問ふ
- (二十九) 公訴を爲す權は左の事項に依つて消滅するものあり

- 一 被告人の死去
- 二 公訴を待つて受理すべき事件に付ては告訴の撤棄
- 三 確定判決
- 四 犯罪の後發布したる法律に依り其刑の廢止
- 五 大赦
- 六 時効
- (三十) 御璽を偽造又は使用したるものは如何なる刑に處せらるべきや
- (三十) 無期徒刑に處せらる

●(三十一) 刑の確定とは如何

○(三十一) 刑罰は裁判の宣告と同時に確定するものに  
 あらず、裁判には必ず上訴期間と云ふものあり則ち  
 地方裁判所に於て刑の宣告を受けたるときは、裁判官  
 が「若し此裁判に不服あるときは三日以内に控訴する  
 ことを得べし」と云ふことを申渡すべし、此の三日の  
 期間は即ち上訴期間にして此期間を過ぐるにあらざれば  
 刑は確定せざるを以つて執行官は此間刑の執行をな  
 すことを得ず、刑法第五十條に「刑は裁判確定したる  
 のちに非ざれば之れを執行することを得ず」とあるは  
 之れなり

●(三十二) 刑期の起算點を問ふ  
 ○(三十二) 刑期は刑名宣告の日より起算す、若し上訴  
 爲したる時は左の例に従ふ

一 犯人自から上訴して其上訴正當なる時は前裁判  
 宣告の日より起算す、若し其上訴不當なる時は

後判宣告の日より起算す

- 二 檢察官の上訴に係るものは其上訴正當なるとき  
 とを分たず、前裁判宣告の日より起算す
- 三 上訴中保釋を得、又は責付せられたる者は其日  
 數を刑期に算入することを得ず
- (三十三) 印紙切手を再貼用したる場合には如何なる  
 罪となるや
- (三十三) 已に貼用したる各種の印紙、及び郵便切手  
 を再び貼用したる者は二圓以上三十圓以下の罰金に處  
 す
- (三十四) 刑期計算を問ふ
- (三十四) 刑期を計算するに一日と稱するは二十四時  
 を以つてし、一月と稱するは三十日を以つてし、一年  
 と稱するは曆に従ふ
- (三十五) 數罪併發とは如何
- (三十五) 數罪併發とは一人にして二個以上犯したる

犯罪事實が同時に發覺したるを云ふ、例へば窃盜罪詐欺罪、毆打創傷罪等の犯罪が同時に發覺したるときは此三種の刑を併せて科すべきや、其中の一罪のみを罰して自餘の罪は不問に附すべきや否やと云ふの問題を生ずべし、此問題を決するには左の一四 合を區別して論ずるを要す

一 重罪、輕罪を犯し未だ判決を経ぬに、二罪以上の犯罪が發覺したるとき

二 一罪は前に發覺し、已に判決を経たる後に餘罪の發覺したるとき

○(三十六) 期滿免除とは如何

○(三十六) 期滿免除とは已に裁判の言渡を受け刑の處分定まりたる者が、刑の執行を逃れ、幾年月の間、逮押せらるゝことなくして一定の期間を経過したるに因り、刑の免除を得る規則を云ふ、訴訟法の中にも之に等しい規則あり、然れども訴訟法にては之を公訴の時

効といひ、犯人が検事又は司法警察官の逮捕を受ることなく一定の歳月を経過したるときに於て、公訴の免除を得、再び裁判所に引致せらるゝことなきを云ふ、而して此兩者の差異は一は公訴の免除を得るにありて、一は刑の執行の免除を得るにあり、故に公訴の効は犯罪人が未だ裁判の宣告を受けざる以前あるを要すると雖も、刑の免除は已に裁判の宣告を受けたるもの、若くは刑期服役中逃走したるものなるを要すと刑法第五十八條にあり

故に刑の執行を逃れたる者は左の年月を経過したるときは更に青天白日の身とあるべし

- 一 死刑 三十年
- 二 無期徒刑 十五年
- 三 有期徒刑 二十年
- 四 重懲役重禁獄 十五年
- 六 輕懲役輕禁獄 十年

六 禁錮罰金 七年

七 拘留料 一年

○(三十七) 告發とは何なり

○(三十七) 刑事訴訟法第五十三條に告發は被害者に非ざるものが爲す謂なり、故に告發は何人も雖も犯罪あることを認知し、又は犯罪ありと知料したるとき、告訴と同一の手續を以つて事故の所在地、若しくは犯罪のありたる地の検事又は司法警察官に告發することを得べし、其他の手續法告訴と同一

○(三十八) 告訴とは何なり

○(三十八) 検事其他の司法警察官は役所に居るものなり、現行犯を除くの外犯罪ありたることを知るは告訴告發に依るより他に違あるべからず乃ち人民よりある告訴告發に依り初めて犯罪のありたることを知り、夫より犯罪の捜査を始むるものなり、されば告訴告發は裁判所に犯罪の現はるゝ第一の動機と云ふべし

告訴は何人に限らず犯罪に依りて損害を受けたるものが爲す所の訴なり、例へば窃盜罪に付ては財物を窃取せられたるもの、傷害罪に付ては傷害を受けたるもの諸種の親告罪に付ては其害を被りたるものが爲す謂なり

告訴を爲す手續は犯罪のありたる地、若しくは被告人所在の地の検事局又は司法警察官に訴ふるを要す、告訴人は成るべく犯罪の證據及び事實參考となるべき事柄を申立つべし、告訴狀は必らず告訴人の署名捺印を要す、然れども書面を以つて告訴すること能はざる場合は告訴人は検事又は司法警察官の前に出頭して口述を以つて之れを爲すことを得、其の口述は官吏之れが調査を造り告訴人に讀み聞かせ之れに署名捺印をせしむべし、若し告訴人が署名捺印すること能はざる場合には官吏は其旨を附記して告訴を受くべし

○(三十九) 道路を妨害する罪とは何なり

○(三十九)道路、橋架、河溝、港灣を破壊して往來を妨害したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し、二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

○(四十)郵便を妨害したる罪を問ふ

○(四十一)偽計又は威力を以つて郵便を妨害し、若しくは之を阻止したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し、二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

○(四十二)夜間故なく人の住居を犯したるときは如何なる處分を受くるや

○(四十三)懲兵を忌避したる時は如何

○(四十四)公然猥褻の行爲を爲す罪とは如何

りたる時

○(四十五)風俗を害する冊子、圖畫等を販賣したるときは如何なる處分を受くるや

○(四十六)花牌を玩く罪とあるにや

○(四十七)賭博を賭して現に博奕を爲したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し、五圓以上五十圓以下の罰金を附加す、其情を知つて房屋を給與したる者亦同じ、但し飲食物を賭する者は此限りならず、賭博の器具、財物、其現場に在る者は之を沒收す

○(四十八)賭博を賭すること及骨牌、双方等不意の出来事に因り勝負を争ふことを要す、圍碁、將棋、角力等人の技量、思慮に因りて勝負を決するは本條の博奕にあらず、又財物にあらざる飲食物を賭するは本條の罪にあらず、又本條につきて注目すべきは、現に云々の文字なり、本條は所謂規行犯あるものにして、現に博奕を爲しつゝある所を逮捕するにあらざれば罰することを得ず、已に終了后あるときは、たゞ博奕の事實に確然あるも復之れを罰することを得ざるものなり

○(四十九)刑法第二百五十九條に風俗を害する冊子、圖畫、其他猥褻の物品を公然陳列し、又は販賣したる者は四圓以上四十圓以下の罰金に處す

此の罪は風俗を害する冊子、圖畫、其他猥褻の物品を公然人目に觸るゝ所に陳列する所爲、若しくは之れを營業として販賣する所爲を要す、故に營業にあらずして之れを授取し、又は公然ならざる所にて披見するは

三 暴行を爲して入りたる時

四 二人以上にて入りたる時

○(四十二)夜間故なく人の住居を犯したる時は如何なる罰ありや

○(四十三)懲兵を忌避したる時は如何

○(四十四)公然猥褻の行爲を爲す罪とは如何

○(四十五)風俗を害する冊子、圖畫等を販賣したるときは如何なる處分を受くるや

○(四十六)花牌を玩く罪とあるにや

○(四十七)賭博を賭して現に博奕を爲したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し、五圓以上五十圓以下の罰金を附加す、其情を知つて房屋を給與したる者亦同じ、但し飲食物を賭する者は此限りならず、賭博の器具、財物、其現場に在る者は之を沒收す

○(四十八)賭博を賭すること及骨牌、双方等不意の出来事に因り勝負を争ふことを要す、圍碁、將棋、角力等人の技量、思慮に因りて勝負を決するは本條の博奕にあらず、又財物にあらざる飲食物を賭するは本條の罪にあらず、又本條につきて注目すべきは、現に云々の文字なり、本條は所謂規行犯あるものにして、現に博奕を爲しつゝある所を逮捕するにあらざれば罰することを得ず、已に終了后あるときは、たゞ博奕の事實に確然あるも復之れを罰することを得ざるものなり

○(四十七)過失にて人を殺したるときは如何

○(四十七)刑法第三百十七條に疎虞、懈怠、又は規則習慣を遵守せず過失に因つて人を死に致したる者は二十圓以上二百圓以下の罰金に處す

●(四十八)自殺に關する罪を問ふ

○(四十八)刑法第二百二十條に人を殺し自殺せしめ、又は囑託を受けて自殺人の爲めに手を下したる者は六月以上三年以下の懲禁錮に處し、十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

●他自殺の補助をなしたるものは一等を減す

同第二百二十一條に自己の利をはかり、人を殺しして自殺せしめたる者は重懲役に處す

彼の心中と云ふものには、於ては男が女、爲めに手を下して其死を補助したるものは本節の罪なり、而して無理心中の謀殺若しくは放殺なることは勿論なり

○(四十九)墮胎の罪とは如何

○(四十九)刑法第三百三十條に懷胎の婦女、藥物其他の方法を以つて墮胎したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處す

同第三百三十一條に藥物、其他の方法を以つて墮胎せしめたる者亦前條に同じ、因て婦女、死に致したる者は一年以上三年以下の重禁錮に處す

同第三百三十四條に懷胎の婦女なることを知つて毆打其他暴行を加へ、因つて墮胎に至らしめたる者は二年以上五年以下の重禁錮に處す、其の墮胎せしむるの意に出でたる者は輕懲役に處す

○(五十)十二才未満の男女に對し猥褻の所行を爲し又は十二才以上の男女に對し暴行脅迫を以つて猥褻の所行を爲したる者は一年以上一年以下の重禁錮に處し二十圓以上二十圓以下の罰金を附加す

○(五十一)強姦罪に關する罪とは如何

○(五十一)刑法第三百四十八條に十二才以上の婦女を強姦したる者は輕懲役に處す

○(五十二)強姦罪の說明を問ふ

○(五十二)刑法第三百五十三條 有夫の婦姦通したる者は六月以上二年以下の重禁錮に處す、其相姦するものも亦同じ

○(四十九)刑法第三百三十條に懷胎の婦女、藥物其他の方法を以つて墮胎したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處す

同第三百三十一條に藥物、其他の方法を以つて墮胎せしめたる者亦前條に同じ、因て婦女、死に致したる者は一年以上三年以下の重禁錮に處す

同第三百三十四條に懷胎の婦女なることを知つて毆打其他暴行を加へ、因つて墮胎に至らしめたる者は二年以上五年以下の重禁錮に處す、其の墮胎せしむるの意に出でたる者は輕懲役に處す

○(五十)十二才未満の男女に對し猥褻の所行を爲し又は十二才以上の男女に對し暴行脅迫を以つて猥褻の所行を爲したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し二十圓以上二十圓以下の罰金を附加す

○(五十一)強姦罪に關する罪とは如何

○(五十一)刑法第三百四十八條に十二才以上の婦女を強姦したる者は輕懲役に處す

○(五十二)強姦罪の說明を問ふ

○(五十二)刑法第三百五十三條 有夫の婦姦通したる者は六月以上二年以下の重禁錮に處す、其相姦するものも亦同じ

此の罪は本夫の告訴を待つて其罪を論ず、但し本夫先に姦通を縱容したる者は告訴の効なし

○(五十三)刑法第三百五十一條に強姦をなし因つて人を死傷に致したる者は毆打創傷の各本條に照し、重きに從つて處断す、但し強姦に因つて癡癡疾に致したる者は有規徒刑に處し死に致したる者は、無規徒刑に處す

す、但し本罪は親告罪にあらざ

●(五十四)淫行勸誘の罪を問ふ

○(五十四)十六歳に満ざる男女の淫行を勸誘して媒合したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し、二回以上二十圓以下の罰金を附加す、

●(五十五)放火は如何なる處分を受くるや

○(五十五)刑法第四百二條に火を放ちて人の住居したる家屋を燒棄したる者は死刑に處す

●(五十六)失火の罪を問ふ

○(五十六)刑法第四百九條 火を失して人の家屋、財産を燒棄したる者は二回以上二十圓以下の罰金に處す

●(五十七)未成年者は喫煙することを得ざるか

○(五十七)未成年者は煙草を喫することを得ず前條に違反したる者は行政の處分を以つて喫煙の爲め所持する煙草及器具を沒收す、

六、相続を承認し又は放棄すること

七、贈與若くば遺贈を受諾し、又は之を拒絶すること

●(五十九)妻が夫の許可を得ずして爲すことを得る行爲は如何

○(五十九)左の場合に於ては妻は夫の許可を受くることを要せず(第十七條)、

未成年者に對して親權を行ふ者情を知りて其の喫煙を制止せざるときは一回以下の科料に處す

○(五十八)妻の爲すことを得ざる法律上の行爲如何

一、元本を領収し又は之を利用すること  
二、借財又は保証を爲すこと  
三、不動産又は重要な動産に関する権利の得喪を目的とする行爲を爲すこと  
四、訴訟行爲を爲すこと  
五、贈與、和解又は仲裁契約を爲すこと

一、夫の生死不明なるとき、

二、夫が妻を遺棄したるとき、

三、夫が禁治産又は準禁治産者なるとき、

四、夫が瀕瀕の爲り病院又は私宅に監置せられたるとき、

五、夫が禁錮一年以上の刑に處せられ其刑執行中に在るとき、

六、夫婦の利益相反するとき、

●(六十)動産と不動産の區別

○(六十)民法第八十六條に曰く「土地及び其定着物は之を不動産とす此他の物は總て動産とす」

●(六十一)隣地より水流れ来りて迷惑するときは如何  
 ○(六十二)隣地に池沼泉水ありて其餘水が自己の地内に流れ来るものあらん、或は大雨水のとき雨水の氾濫し来るものあらん、或は隣地に飛瀑噴水ありて水滴の飛ひ来るものあらん、此の如き場合隣家に通り水口を塞ぎ水險を作らしむることを得るやと云ふに、此場合には天然に来るものと人工によりて来しむるものとによりて區別せざるべからず、雨水、泉水、飛瀑等の如き、天然自然に来る水は之を防み之を塞ぐことを得ず、之れ水流を受くる者の身に取っては甚迷惑の次第なりと雖も、又隣地の者になりて見るも若し水の逃げ場なきときは是亦迷惑なるべし、何れにしても迷惑なれば水の自然に任すより他に良き方法なし、是れ民法第二百十四條に土地の所有者は隣地より水の自然に流れ来るを妨ぐるを得ずと規定したる所以なり、左れば人工に因て水の流れ来るときは此方は隣人に談判して之を

塞がしむるも、自分に塞くも勝手なり、例之人工を以て噴水機を設け又は新に泉池を作りたる場合の如き之なり、

●(六十二)甲地にある水事工作物か破壊阻害して乙地に損害を及ぼし又は損害を及ぼさんとしたるときは如何すべし  
 ○(六十三)甲地に池、沼、貯水場等ありて其堤防破壊したるが爲め激流奔下し来りたる時、又甲地より水道を引きあらんに之れか阻害したるとき、又甲地向て水逃げを設けたるに阻害して乙地に悪水氾濫したるとき等の場合には乙地の所有者は甲地の者に向て堤防を修繕せしめ、水を疏通せしむる権利あり、又破壊阻害に至らずとも、堤防に損所ありて貯水、河水、海水の溢れ来らんとする虞あるときは、或は隣地に於て水路の阻害せんとする虞あるときは甲地の所有者は隣人を

發に防ぐる爲め豫め用心工事を爲さしむる権利あり、

●(六十三)水流に伴ひて流れ来りたる砂石は之を阻害するを得るや  
 又其砂石は何れの所有に歸するや

○(六十四)水流と共に隣地より流れ来りたる砂石は之を阻害することを得ず、又其砂石は當然隣地の者の所有にして流れ来たるか爲め此方の所有物とあることありし、

●(六十四)高地の所有者は餘水を排泄せしむる爲め隣地を通して水道を設くるを得るや

○(六十四)然り水道を設くることを得べし、然ども土地の袋地と同様、隣地を通過するにあらざれば公路、公流、下水道に達する能はざる場合に限り、民法第二百十條に高地の所有者は浸水地を乾かす爲め、又は家用若くは農工業用の餘水を排泄する爲め、公路、公

流下水道に至るまで低地に水を通過せしむることを得、但低他の爲めに損害最も少き場所及び方法を選ぶこと

を要すべし、(注意) 前上の工事を爲すときは既に隣人の設けたる

排水道あるときは我が水道を此と接続せしむるか或は地に利用する道あるときは、隣人の排水用工作物を利用することを得べし、但し相當の代金を拂ふは勿論なり(第二百廿條)、

●(六十五)損害賠償は如何なる場合に於て請求し得べきや

○(六十五)債務者が債務の履行を爲さるときは、債権者は強制執行を求むるを以て原則となすと雖も、時に依りては債務の性質が強制執行を爲すこと能はざる場合あり、損害賠償の請求は此場合に於て爲すべきものとす、又假令強制執行を求め得べき債務にても、債務者が得心上爲したる執行にあらざれば、債権の目的を達すること能はざるとき、其期限を過ちたる執行は債権の爲め何の効能もなき場合等は、損害賠償を請求す



ることを得べし、債務の履行が天災他其の不可抗力によりて履行すること能はざるときは履行の不能と稱し債務者は其責任を免るゝことを得べしと雖も、其不能が天災又は不可抗力に出でたるにあらざりて、全く債務者の怠慢又は過失に因りて生じたるときは、是亦損害賠償の原因となるべし、例之小作人が年々定まりたる小作米を拂ふべきに、其田地が地震、洪水によりて荒廢し、一粒の米をも得る能はざるに至りたるときは、之れ契約執行の不能にして小作人は小作米を拂ふに及ばず、貸賃人も之を責むることを得ず、然れども小作米の不拂が天災にあらざりて、小作人が肥料を施すを怠り、耕耘を怠りたる等の場合は、其責小作人にあるがゆへ、貸賃人は小作人に迫りし損害の賠償を爲さしむるを得べし(第四百十五條)

○(六十六)損害賠償の額は如何なる標準によりて定むるべし

に返り原料品を引渡すことを得ず、製造所は此が爲めに工作を休み、其日に出来たる管なりし製造品の價額は勿論、一日無益に職工に拂ひし給料の損失は、債務不履行によりて通常生ずべき損害にして前掲第一に相當する場合なれば之を賠償せしむべきは勿論なり、然るに製造所が折ふし製造品の買主に對し過分の違約金を特約し居り、其日製造品を引渡すこと能はざりしが爲め、遂に其違約金を拂ふの止を得ざるに至りたるが如きは、全く特別の事情によりて生じたる損害にして、通常定まりて生ずる損害にあらざれば之を賠償するに及ばずと雖も、此等の損害が初め原料注文の際、製造所が債務者に對し其事情を通知し、若し期日に至り原料の引渡を延引するに於ては、當製造所はこれ／＼の損害を生ずる事情あるを以て、豫め承知し居るべしと傳へたる時は、是當事者が豫見したる損害にして前掲第二に相當する場合なれば、債務者は其損害を賠償せ

○(六十六)債務不履行によりて生ずる損害も種々ありて、一の不履行より直接に生ずる損害あり、損害より損害を生じ、其損害より又更に損害を生ずる間接の損害あり、或は斯る場合には斯る損害ありと云ふ様に何人が見ても通常豫定せらるゝ損害あり、或は場合により人により特別の事情により豫定すべからざる損害ありて、如何なる損害は賠償せしめ、如何なる損害は之を賠償する責任なきや、常に法律を執るものにて困難を感ずる問題なるが、民法第四百十六條には左の二の條件によりて賠償せしむることを規定せり、

- 一、債務の不履行に因りて通常生ずべき損害、
- 二、特別の事情に因りて生じたる損害と雖も、當事者が其の事情を豫見し、又は豫見することを得べかりしものなり

或る製造所が製造原料を注文するに、某月某日を限りて引渡すことを約したるに、注文を受けたる者、期日

ざる可らず、又債務者が豫見し得べかりし損害とは、右例に於て製造所が、豫め通告を爲さざるも、債務者が或る事柄に依りて、製造所と買主との間に違約金の約束あるしことを知り居る時等の如きを云ふ者にして、此場合に於ても債務者は損害を賠償せざるべからず損害賠償の額は右二條件によりて定む、此條件以外に生ずる損害は賠償するに及ばず、例之甲者が乙者を殴打せし爲り、乙者は遂に終身の廢疾者となり、其常業を執ること能はざるを以て、家政次第に不如意となり、兼て大學の醫學部に入れ置きたる乙者の子丙者をも中途にて退學せしむるの止むを得ざるに至りたり、然るに丙者に罹りて常に治療を受け居たる丁者あり、丙者は右の次第にて中途醫學部を退學せし位なれば、隨て醫術も不熟練なりければ、丁者は治療を誤せられて遂に死去したり、此場合に於て違約損害の原因を考へれば、甲者が乙者を殴打したるより生じたる結果を

ばして、丁者の子戊者が甲者を相手取り父の死したる損害賠償を請求し得べきやと云ふに、何人も否と答ふるなるべし、何となれば乙者の廢疾となりしは、甲者毆打の直接の結果なれども、乙者の子が大學を退學し、之れが爲め丁者が死したる事實は、間接又特別の結果なれば、是れまでは甲者の豫知する所にあらざればなり、

○(六十七)債權者債務者双方に過失あるときは損害賠償の額は如何にして定むるや

○(六十七)此は過失の程度論にして、其の場合々々によりて異なるを以て、豫め一定の論によりて定むることは困難なり債務者が物品を引渡さんとするに當りて債權者が自己の過失によりて其物品を毀損したるときは之れ全く債權者の過失なるが故、債務者は損害を賠償するの責なしと雖も、債務者が製造品の原料を車に積み、債權者なる製造場の門に入らんとするに當り、

門前の溝板が腐爛し居たる爲め債務者が荷車は顛覆し荷物は悉皆破壊したる時は、債權者も溝板を修繕せざりし過失あり、債務者も物品を引渡すまでは、道中注意する責任あり、相方共に損害賠償の責は免るべからず、斯の如く債權者も債務者も共に五分／＼の過失あるときは法律は幾分か賠償額を斟酌せざるべからず(第四百十八條)其他甲乙二人が闘争して双方に傷きたる場合、鐵道馬車が鈴を鳴らし注意したるに猶通行人の引かれたる等の場合は、不法行為の損害賠償に屬するを以て後章不法行為の所を参照すべし、

○(六十八)金錢を目的とする債務の不履行に付ての損害賠償額は如何にして定むるや

○(六十八)金錢を目的とする債務の不履行に付ては損害賠償の額は法定利率に依りて定む、故に債權者は金錢不支拂の爲め如何なる損害を蒙ることあるも法定利率即年五分(現行法は六分の利息より多く賠償を得

べからず、但し金錢の貸借は約束上兼て合意上の利率を定むること多かるべし、此場合に於て合意上の利息が法定利率より高きときは、債務者は不履行の日より合意上の利息を拂はさるべからず左れば金錢を目的とする債務の不履行に付ては、債權者は極めて不利益なるが如しと雖も、元來金錢ある者は社會の融通物にして、金錢不支拂より生ずる損害は債權者が只一時融通を欠くと云ふに他に損害を目的とする者を生ぜず、勿論時に依りては金錢不支拂の爲め債權者が他の義理を欠き、不測の損害を蒙ることあるべしと雖も、此損害として他の物品貨物不渡の爲め生ずる損害の如く、代替のなき損害にはあらずして、融通せんとすれば他に幾等も融通の途あるべし、是れ法律が金錢不支拂の損害賠償に限り利息を以て賠償せしむると爲したる所以なり、

○(六十九)使用貸借とは如何なるものを云ふや

に損害の事實を証明する責任なし何となれば利息は金錢支拂の延引したる場合に當然生ずるものにして、他の損害の如く一々其事實を証明するの必要をければなり、法律第四百十九條に金錢を目的とする債務の不履行には債權者は損害を証明するを要せずとあるは此故なり、又債務者に於ても不可抗力を口實として賠償を免るゝを得ず、例之他の債務に於ては地震、洪水、戰亂、疫病を前言として債務履行の不能を主張し、全く債務の履行を免るゝを得べしと雖も、金錢を目的とする債務の履行には此等の天災非常を口實とすることを得ず、此點は多額なる賠償を得ざる代り、債權者の便利なる所なるべし、(第四百十九條)

○(六十九)使用貸借とは如何なるものを云ふや

して米、味噌、醤油の時借り、即ち消費貸借とは其借受くる目的物に於て差異あるを知るべし、消費貸借は借受けたるものを自己の用に從ひて消費し、更に他の同物を以て返却するも雖も、使用貸借は膳、椀、書籍等の如く、一應用を終りたる後は其元物を返却する貸借なり、雖節砥石は借らるゝ度に減りて返れば消費貸借かと云はゞ云ふべけれど、堅く長く言へば此等も使用貸借なり、但節節は一度に全部削り減らしてしまへば、他の同物を新に返さるゝを得ざるを以て消費貸借となることあるべし、又使用貸借の消費貸借と異なる所を云へば、消費貸借は利息を附けて返へし、又相當の使用賃を出すことあれど、使用貸借は無償契約として、一厘も借賃を出さずして使用するにあり、若し使用貸借に借賃積料を出して使用することば、其は使用貸借にあらざりて、貸賃借と云ふものなるべし、貸賃借のことば付きては次に詳しく説くべし、(第五百九十三條)

五百九十四條第一項、

二、貸主の承諾を得るにあらざれば借受物を他人に轉貸するを得ず、

使用貸借は無償にして言はゞ恩惠のものなれば他人へ又貸しすることの非なるは云ふまでもなし

(第五百九十四條第二項)、

三、借主は借受物の通常の必要費を負担す、

必要費とは物の保存に欠くべからざる費用にして田地で言へば荒廢せざる雑草を刈取る費用、刀劍で言へば錆を出さざる様手入れをする費用の如き之れなり、其他濫費を便にする爲め水路を改修し、刀劍の飾物を美にするが如き費用は有益費と稱して借主の義務として負担すべきにあらざり、若し借主が好意上此費用を入れたるときは貸主より

取戻すことを得べし、(第五百九十五條)

四、約束の時期に返還する義務あり、

●(七十)使用貸借の借主は如何なる義務ありや

○(七十)使用貸借の借主には左の義務あり、

- 一 借受物の性質、用法に從ひて使用収益なすべし、乗用に借りたる馬は田地の耕作に使用すべからず、刺身庖丁を借りたるるとき、之れを以て漫りに竹木を切るべからず、花瓶花臺は、手水盥腰掛とあすべからず、使用貸借の借主は、勉めて借受物の性質目的に反せざる様に使用することを要す、又使用貸借は只に物を使用するのみならず、其れより生ずる果實を収益することを得べし、則ち田地を借りたるものは、米穀を收穫するを得べく、乳牛を借りたるものは、乳を搾取し得べきが如し、然れども耕作用に借りたる牛より乳を取るべからず、乗用に借りたる馬よりは産みたる児を取るべからず、之れ借用の目的に反したる所爲にして、其の目的に從ひて収益するにあらざるを以てあり(第

借主は約束に定めたる時期には必ず返還すること

を要す、若し約束に返還の時期を定めざりしときは、借受けたる目的に從ひ使用を終りたるるとき返却すべし、例之試験の爲めに書籍を借りたる者は、

試験の終り次第直に返却すべく、種付用の爲に借りたる馬は種付終り次第返すを要するが如し、然るに此に一の疑あり、今年の辯護士試験を受くる

爲めに書籍を借りたるに、政府の都合により試験が來年の秋に延びたるときは如何、借主は未だ借用したる目的を達せざりしが爲め更に來年まで置くを得るや、否決して然らず、假令政府の都合の爲め試験期日が延びたる時にも又自分の都合にて來年の試験を延ばしたる時にも、前に豫定したる期日を経過したるときは當然返却すべきものとす、(第五百九十七條第一、第二項)

●(七十二)使用貸借の貸主は如何なる権利ありや

○(七十二)使用貸借の貸主には左の権利あり

- 一、借主が借用物の性質目的に反して使用収益したるときは、直に借用物を取戻す権利あり(第五百九十八條第三項)、

- 二、借主が借用物を他人に轉貸したるときは、直に借用物を取戻す権利あり(第五百九十四條第二項)

- 三、返却の時期又は使用収益の目的を定めざりしときは、何時にても返還を請求する権利あり(第五百九十七條第三項)、

- 四、借主が借用物を毀損したるときは損害賠償を爲さしむる権利あり、但し此請求は返却の日より一ヶ年以内になすことを要す(第六百條)、

- (七十三)借主が未だ使用収益を爲さざる前に死亡したるときは直に借受物を返還する義務ありや否や

- (七十三)使用貸借は借主の一代に限ることは民法第五百九十九條に定期したり、左れば未だ使用収益を爲

さるる前に於ても借主が死亡したるときは、使用貸借は無きものとなるが故に、借主の相続人は直に之を返還せざるべからず、

- (七十四)貸借とは如何なるものを云ふや

○(七十四)家賃を出して家を借り、小作米を拂ひて田地を耕し、肥料灌漑を借り、貸本を見る、借貸借なり、使用貸借と異るところは借貸を出すと出さるゝにありて、消費貸借と異るところは原物を返すと消費するにあり、左れば貸借は貸借中尤も多く行はるる所のものにして、隨て之に關する疑問も夥多なるべければ以下稍其詳細を説く所あるべし(第六百一)

- (七十五)貸借の年限は幾年なるや

- (七十五)貸借の年限は二十ヶ年を超ゆることを得ず、若し之より長き期限定めたるときは、之を二十

ヶ年に短縮す、然れども二十ヶ年を過ぎざる内あれば更に二十ヶ年を更新するを得、左れば前後通じて四十

- ヶ年を超ゆることを許さず

- (七十六)處分の能力又は制限を有せざる者が貸借を爲したる場合は幾何の期間を超ゆるを得ざるや

- (七十六)財産を處分する能力なき者及び其財産に就て制限を有せざるものが、貸借を爲すときは左の期間を超ゆることを得ず、

- 一、樹木の栽植又は代株を目的とする山林の貸借は十年、

- 二、其他の土地の貸借は五年、

- 三、建物の貸借は三年、

- 四、動産の貸借は六ヶ月、

此期間は之を更新することを待、但し其期間満了前土地に付ては一ヶ年内、建物に付ては三ヶ月内、動産に付ては一ヶ月内に其更新を爲すことを要す(第六百二條、第六百三條)、

- (七十七)不動産貸借は登記するを要するや

○(七十七)不動産貸借の登記は之を爲すも爲さざるも勝手なりと雖も、借主にて之を登記するときは大に利益なることあり、其二例を上げれば、貸借の期間中貸主が、不動産を他人に譲渡したる場合に於て、其貸借を登記せざりし借主は、新なる譲受人に對して借用権を主張するを得ず、新なる譲受人が不動産を貸借するを好まざるときは、借主は如何ともする能はず、然るに右に反し其貸借を登記したる借主は、仮令新なる譲受人が不動産の返却を望み立退を請求するも、前貸主との間に成立したる契約を主張して、其期間は依然貸借するを得べき便利あり、又甲(貸主)と乙(借主)との間に成立したる不動産貸借あらんに、乙借主は之を登記せざりし甲は其後右の不動産を丙者に貸貸し之を登記したり、此時乙者は丙者より先に借用権を得たる者なれば、先づ其不動産を使用収益するを得べき筈なれども、登記なきを以て時間は後れて契約

を結びたるも、丙者は之を登記したるを以て、乙者に先ち不動産を賃借するを得べし、右の外物権に關する總ての便利あるを以て、不動産賃借人は之を登記するを便なりとす(第六百四條)。

○(七十八) 賃貸物使用及び收益の修繕費は當事者の内何れが負擔するや

○(七十八) 賃貸人は借主より賃賃を取る代りに、借主をして十分に使用收益せしむる義務あり、左れば賃賃物の使用及び收益に必要な修繕費は賃貸人に於て負擔するを當然とす(第六百五條)、然ども賃貸人は進みて賃賃物の改良、裝飾する費用を負擔する義務なし、例令屋根漏り壁落ちたる貸家は賃貸人之を修繕する義務ありと雖も、貸主は裝飾を改めしめ、間取りを變更せしむる等發澤に屬する修繕を爲さしむる權利なし、○(七十九) 賃貸人が賃賃物の修繕を怠る爲め、賃借人が使用收益の妨害を受くるときは如何すへきや

べし、

○(八十) 収益を目的とする土地の賃借人(小作人の如き)は、天災の爲め収益非常に少きを理由として、賃賃の割引を請求し得るや

○(八十) 山林田畑等の如く収益するが爲めに他人の土地を賃借したる者は、契約により一定の賃賃を約束したるものなれば、例之天災地變の爲め収益を得ること少ければとて、之を理由として賃賃の割引を請求するが如きは不條理の至りなれば、之れを許さるゝが本則されども、若し収獲物が天災地變の爲め約束の賃賃よりも少き場合に於ては、賃賃の減額を請求することを得べし、然ども減額は其収益の額を下ることを得ず、例之一ヶ年の借賃二拾圓あるに其年の収獲が拾五圓に相等するものより外に収入多かりしときは、借主は其の借賃を拾五圓に割引せんことを請求し得へきか如し(第六百九條)。

○(七十九) 民法第六百五條第二項に賃貸人が、賃賃物の保存に必要な行爲を爲さんと欲するときは、賃借人は之れを拒むこと得ずとあり、故に屋根漏るか爲め賃貸人が屋根代を成し、壁破るるか故に塗代を爲す等の如き、物の保存の爲め必要欠くべからざる修繕をときは、賃借人は之を拒むこと得ず、然るに此等の修繕を怠る爲め幾多の大工左官入り來り、店頭の商業を妨げられ、住居の便利を欠くことあらば、借主に取ては又迷惑の次第と云はざるを得ず、此の如き場合には如何すべき、借主は其工事を防止する權利をければ如何とすへからず、是に於て民法第六百五條は借主に一に權利を與へ賃賃借契約を解除することを許せり、故に借主は工事の爲め賃賃借の目的を達すること能はざる理由を證明して約束の解除を請求すべし此解除は双方已を得ずして爲す場合なれば、何れよりも解約の爲め損害賠償請求をするを得ざるものと知るべし、

若し夫れ此の凶作か二年以上續きて來るときは、借主は只に賃賃の減額を請求し得へきに止まらず、更に進みて契約の破談を請求することを得べし(第六百十條)

(注意) 右は収益を目的とする賃賃借に限る、單に使用を目的とする宅地、貸家に付ては此限にあらず、○(八十一) 賃借物の一部が滅失したるときは、借主は賃賃割引又は解約を請求するを得るや

○(八十一) 賃借物の一部が賃借人の過失によりて滅失したる場合に於ては、賃借人が賃賃割引を請求するを得ざるは云ふまでもなし、然ども其滅失が賃賃人の過失に出たるか、或は當事者の所爲にあらずして他人の所爲に出るか、或は人爲にあらずして天災に出たるときは、賃借人は其滅失したる部分の割合に應じて賃賃の割引を請求するを得べし、若し其滅失が借主の爲め大切なる箇所にして、夫れか爲め折角賃借したる目的を達すること能はざるときは、賃借人は契約の破

請求することを得べし(第六百一十一條)。

●(八十二)善意にして過失なく不動産を占有する者は、幾年にして其所有者とあることを得るや

○(八十二)不動産の占有が其初め善意にして過失をかりしときは、十年間にして其所有者とあることを得べし、但し前節に述べたる所有する意思、平穩なること、及公然なること、の三條件を具備するは言ふまでもなきことあり、而して此に善意と云ふは占有者が不動産を強奪したるにあらず、横領したるにあらず、詐偽したるにあらず、眞に自分は其所有者なりと信じて、占有したるの謂なり、而して其眞に所有者なりと信したる觀念は、假令其占有者の誤認に出たるにせよ甚しき過失を以上は善意の占有者たるを失はず、例之、盗匪竊を一旦見すれば、直に賣主の所有にあらざることを知り得べきに、之を調べずして買取りたるか如きは買主の過失ありと雖も、賣主が竊賊者なりしに、買主か之を

知らずして買取りたるとき、或は買主か代理人として不動産を買取らしむるに、代理人か賣主を詐欺して不動産を譲渡せしめしむる、本人は之を知らずして十年間所有せし場合の如きは過失なき善意者なれば時効によりて所有権を取得し得べきなり(第六百六十二條第二項)

●(八十三)善意にして過失なく不動産を占有したる時は如何なる時期に所有権を得るや

○(八十三)善意にして過失なく不動産の占有を得たる者は、時間の経過を要せず、即時に其所有権を得べし、舊民法は即時時効とし之を取得時効の中に規定したりと雖も、新民法は之を以て時効の適用と見做さず、占有の一事實と雖も、占有権の中に規定したり、左れば本節も民法の規則に従ひ、後の占有権の章に解説すべければ此には善意の不動産占有者は直に取得するを得と知り置けば可なり(第九十二條)

○(八十四)所有権以外の財産権の取得時効は幾年ある

や

○(八十四)所有権以外の財産権とは永小作権、地役権、賃権、版権、特許権、意匠権、商標権の如きと云ふ、此等の権利の取得時効は前々節に述べたると同しく善意にして過失をかりしときは十年、之に反する場合は二十年にて取得時効を得べし(第六百六十三條)

●(八十五)消滅時効の進行は何時より始まるや

○(八十五)第六十六條に「消滅時効は権利を行使することを得る時より進行す」とあり、金銭の貸借をば辨済すべき期日より消滅時効は進行す、故に此日より一定の年月を経れば債務は消滅すべし、又條件附債務なれば其條件の発生したる時より、(停止条件)或は發生せざりし時より時効は進行するなり、

●(八十六)消滅時効の期間は幾年ありや

○(八十六)普通財産権の消滅時効は二十ヶ年あり、而して所有権の消滅は一方に取得時効を主張する者のあ

るが爲に消滅するが故に、右の内に入らず、又一般の債権は十年を以て取消時効にかゝるを以て右の例外と知るべし(第六百六十七條)

●(八十七)定期金の債権は幾年にして時効にかゝるや

○(八十七)第六十八條に曰く「定期金の債権は第一回の辨済期より二十年間之を行はざるに因りて消滅す最後の辨済期より十年間之を行はざるるとき亦同じ」、「定期金の債権者は時効中断の証を得る爲め何時にて其債務者の承認書を求むることを得」、

●(八十八)年又は月を以て定めたる定期の債権は幾年にして時効にかゝるや

○(八十八)年々、半季毎、月々に支拂ふべき約束を以て成立たる、利息、借宅賃、体級其他物品の給付等を目的とする債権は、五ヶ年間之を行はざるによりて消滅す(第六百六十九條)但し元本に對しては十ヶ年の時効を要す、

●(八十九)三ヶ年の時効によりて消滅する債権は何を  
りや

○(八十九)三ヶ年間之を行はざるによりて消滅する債  
権は左の如し、(第七十條)、

- 一、醫師、産婆、及薬剤師の治術代、勤務の報酬、  
調剤料に関する債権、
- 二、技師、棟梁及び請負人の工事に關する債権、但  
し此時効は其負擔したる工事終了たる時より起算  
す、

●(九十)辯護士、公證人、執達吏に托したる書類は幾  
年を以て時効にかゝるや

○(九十)辯護士、公證人、執達吏は、日々多数の書類  
を取扱ふものあるか故に普通債権の如く長年月の時効  
に従はしむるを得ざるを以て、法律は五ヶ年の時効に  
よりて消滅するものとせり、而して辯護士にては事  
件終了の時、公證人及び執達吏に付ては其職務を執行

したる時より時効を起算す(第七十一條)、

●(九十一)辯護士、公證人及執達吏の職務に關する債  
権は幾年にして時効にかゝるや

○(九十一)辯護士の日常辯護料、公證人及執達吏の日  
常手数料等は、其事件最終の時より二ヶ年間債権を行  
はざりしときは、其債権は消滅す、但し事件の都合に  
よりて數年若くは十數年繼續することあるへし、此場  
合に於ても尙ほ事件の最終の時より起算するものとせ  
は折角短期の時効を設けたる旨意に反するを以て、此  
の如き場合には、事件中の各事項終了の時より起算し  
て五ヶ年を経過したるときは、假令事件の繼續中にて  
も、右各事項の債権(訴訟印紙代、日々の日當、取換  
費用等)は消滅するものと爲したり、(第七十二條)

○(九十二)二ヶ年の時効に因りて消滅する債権は何を  
るや

よりて消滅(第七十三條)、

- 一、生産者(紡績業者、造酒家、器械製造者等)卸  
賣商人、小賣商人が賣却したる産物及賣掛代金、
- 二、居職人(染物師、經師屋、塗師屋等)製造人(指  
物師、靴製造人等)の仕事に關する債権
- 三、生徒及び習業者の教育、衣食及止宿の代料に關  
する校主、塾主、教師及教匠の債権、

●(九十三)一ヶ年の時効に因り消滅する債権は何を  
りや

○(九十三)左に掲げた債権は一年間之を行はざるに因  
りて消滅す(第七十四條)、

- 一、毎月若くは之より短き時期を以て定めたる雇人  
の給料
- 二、勞力者(土方、日傭人等)雇人の賃金并に其等か  
供給したる物の代價、
- 三、運送賃、

●(九十四)消費貸借とは如何なるものを云ふや

○(九十四)消費貸借とは借受けたる物と同一の種類、  
品等、及數量を返却すべし契約を云ふ、通常金銀の貸  
借は云ふに及ばず、米穀、酒、油、醬油等の貸借は一  
度之を消費し、期限に至り再び同一種類の物を返却す  
るが消費貸借あり、故に消費貸借は同種類の物を返却  
する契約されば米を借りたるに麥を返し、酒を借りた  
るに味噌を返すことを得ず、次に消費貸借は同一品等  
の物を返却する義務あるか故に、肥後米を借りたると  
きは肥後米を以て返済し、櫻正宗を借りたるときは櫻  
正宗を以て返済し、他の備前米若くは灘酒を返却する  
を許さず、然ども金銀の貸借は此限りにあらず、金貨  
を借りたるときにて別段に契約なきときは、銀貨若く  
は紙幣を以て返済するも可なり(第五百八十七條、第  
四百一條)、

●(九十五)外國の通貨を借用したるものは、如何なる

貨幣を以て返却すべきや

○(九十五) 外國の通貨を借りたるものは、返却すべき土地に於ける爲替相場に依り、日本の通貨を以て換済することを得(第四百三條)、

●(九十六) 利息は如何なる制限に率ふべきや

○(九十六) 利息には契約上の利息と法律上の利息とあり、契約上の利息とは人民相互の約束を以て定め得べき利息にして、元金百圓未満は年二割、百圓以上千圓未満は年一割五分、千圓以上は年一割二分を越ゆることを許さず、法律上の利息とは貸借の當事者が約束を以て利息の高を定めきりしとき裁判所が定むるものにして、其利率は元金の高に係らず年六分の割合あり、

●(九十七) 利息は之を元金の中に組入ることを得るや

○(九十七) 利息は一箇年分以上延滞したる場合に於て債権者が度々催促をなすも、債務者利息を拂はざることを得(第四百三條)、債権者は之を元本に組入ることを得(第四百

三條) を終へざる以前なり、此際借主が破産したりとせんに、貸主は借主が破産したるに關らず、約束を履行せざるを得ざるものとすれば見すく損失を爲すことなるべし、故に法律は預約の場合に當事者の一方が破産宣告を受けたるときは、當然契約は効力を失ひて取消されたるものと見做したり(第五百八十九條)

○(百) 借受けたる物に隠れたる瑕疵あるときは、破滅又損害賠償の原因となるや

○(百) 借受けたる貨幣に贋造貨幣或は札切混入し、又借受けたる米穀に一部の腐廢等總て隠れたる瑕疵ありたるときは損害賠償の原因となることは之ありと雖も破滅の原因とあることは堪えてなし、而して損害賠償の原因となるにも左の二場合によりて差異あり、

一、利息附の貸借の場合に於ては、貸主は他の瑕疵なきものを以て取代ゆることを要す、而して猶損失あるときは損害賠償の請求をなすことを得べし

五條)

●(九十八) 金銭の借主が期限に至り返済する能はざるときは、貸主は損害賠償を請求するを得るや

○(九十八) 金銭の借主が期限に至り返済するを得ざる場合に於ては、貸主は法定の利息を得るに止まり、損害賠償を得ること能はず(第四百十九條)

(注意) 他の米穀酒類等金銭以外の物品の消費貸借するときは、右の場合に於て損害賠償を得べきは當然あり、

●(九十九) 消費貸借の預約は當事者の一方が破産宣告を受けたるに因り効力を失ふや否や

○(九十九) 消費貸借は物を受授したる時初めて成立するもの(賤成契約)と稱するもの、一種(されば、其後に至り借主が破産することあるも貸借成立には毫も關係することなしと雖も、消費貸借の預約は、来る何月何日に某物を貸與せんと云ふにあれば、未だ物品の受授

(第五百九十一條第二項)、

二、無利息の場合に於ては、借主は他のものと取代を請求すること能はず、唯返却の時瑕疵ある物を代價に代え金銭を以て返済することを得べきのみ例之上等米百石を借りたるに其内二十石は下等の古米なるときは、借主は返却の時八十石は上等米にて返し二十石は下等古米の代價を以て返却すれば足れり而して損害の賠償を請求すること能はざるは勿論なりとす、然ども貸主が豫め隠れたる瑕疵あることを知り居たるに故らに之を告げざりし場合には、利息附のときと同一に貸主は不足を補ふ義務あり、又損害を賠償する責めあるものとす(第五百九十條第二項)、

○(百) 借受けたる物と同一種類、同一品等の物を以て返却すること能はざるに至りたるときは如何すべし

○(百) 貨幣の種類を定めて貸借を爲したるに、其數



弊が法律によりて廢止せられたるとき、或は借前の新米を以て貸借したるに返却すべき年が凶年にして借前米を得るを能はざるとき等は如何に返却すべきや、或は此は契約の履行不能なれば借主は返却義務を免れたるものなりと主張する者なしと云ふへからず、此を以て法律は第五百九十二條に於て、此の如き場合には其時に於ける物の代價を以て返還すべき者と定めたり而して此に所謂其時とは、物を借受けたる時を指すにのみならず、又其物の返却期限を指したるにあらざる其物が市場に欠乏したるとき、代價を指して云ふなり、若し借受けたるべき代價を以て返却すれば貸主の損失となり返却期の代價を以て返却すれば、已に市場に其物品なきか爲り之を評價するに頗る困難なり、是を以て法律は物か市場に隠れたるとき、代價を以て返還することと定めたり、然とも特種の貨幣が強制力の爲め通用の効力を失ひたるときは第四百二條第二項の規定ある

が爲め、他の通貨を以て返済することを得べきものとす(第五百九十二條)。

●(百二)混同とは如何なることを云ふや

○(百二)混同とは債権者と債務者の身分が同一になりたるにより、債権債務の消滅するを云ふ例之甲者が債権者にして乙者が其債務者なりしに、甲者死亡したる爲り乙者が相続人となりたるときは、債権者と債務者の資格が同一となり、其債務は當然消滅するか如き之れなり、混同は債務を消滅せしむると雖も、其債権が第三者の権利の目的となり居たるときは消滅せず、例之其債権が第三者の爲めに質権の目的となり居たるべきの如き其質権は消滅せず(第五百二十條)。

●(百三)契約の申込は之を取消すことを得るや

○(百三)總て契約には一方に或る約束を取結はんことを申出づる者と他方に之に應ずる者とありて、其申出るを契約の申込と云ひ、申込に應ずるを契約の承諾と

云ふ。契約には必ず此兩者の意志の互に合一すること要す、若し一方に不承諾の態あるときは契約は遂に成立つことなかるべし、左れば契約に付て第一に起る動作は申込あり、其申込が不完全なるときは承諾も隨て不完全となり、遂に有効なる契約を取結ぶことを得ざるに至るべし、本問契約の申込は之を取消すことを得るや否やと云ふに付ては、從來いろいろの議論ありと雖も、民法は二個の場合に分ちて規定したり、

一、承諾の期間を定めて爲したる契約の申込は之れを取消すことを得ず(第五百二十一條)、例之或る米を賣らんするに來る幾日まで返事すれば一石幾圓にて賣るべしと申送りたるときは、其後天災により米價非常に騰貴したるときも、相手方は其期日間内までに返事すれば、初めの申込價にて米を買ふことを得べし、申込は取消すことを得ざるより生ずる結果なり

二、承諾の期間を定めずして遠地にあるもの、爲したる申込は、申込者が承諾の通知を受くるに相當なる期間之を取消すことを得ず(第五百二十四條)、例之東京より大坂に電報を發して或る契約を取結ばんことを申込みたるるとき、通常なれば電報は一時間の後に到着すべく、又其返信に一時間を費すべしれば往復二時を要すべし、而れども二時間にては不都合なり、大坂の者にも一日若くは半日の熟考時間を與へざるべからず、左れば電報往復時間と熟考時間を合せたる時間中は、申込者は申込の取消を爲すべからず、而して若し右の時間を經過したるときは、申込者は申込を取消すことを得て、決して其申込に束縛せらるることなし、然とも右何れの場合に於て申込も通知の達する前に取消通知の達したるときは、其取消は有効のものなりとす、例之手紙を以て申込みたる后、直に電報を以て取

消を送り、其手紙の着する前に電報の達したるときは、初めより申込なかりし者と看做すが如し、

○(百四)期間に後れたる承諾は全く無効なるや

○(百四)預め定めたる期間に後れて到達したる承諾は承諾としては固より無効なれども、法律は之を以て新なる申込と見做し、前の申込者を以て承諾者となし、主客其位置を異にせしめたり、故に期間に後れたる承諾(即ち新なる申込)にても前の申込人にして承諾したる以上は、爰に契約は成立するを以て後れたる承諾をなしたる者は、其後れたる理由を主張して契約不成立を申立つることを得ず(第五百二十三條)、

○(百五)承諾は正當の期間内に送りたるも途中に意外の故障ありて到達の遅れたるときは如何

○(百五)承諾は正當の期間内に送りたるも、途中に於て意外の故障なしと云ふへからず、例之川支によりて郵便物の遅滞することあり、或は風浪の爲め電線不通

○(百六)遠地にある者とせず契約は承諾の通知を發したるとき成立するか、其通知の到達したるとき成立するか

○(百六)遠地に在る者と取引をするときは此問題は極めて必要なりとす、例之東京大坂間の郵便送達は通常一日半を要す、故に今朝東京より書面を出せば、

明日正午には大坂に着すべし、而て直に承諾の返書を送るとすれば明后日の晩刻に至りて東京に着すべし、

此場合に於て契約は承諾書到達の成時立するとすれば東京大坂間の郵便契約の成立は第三日の晩刻にして、

大坂の商人は承諾書の到着する時刻までは、其の契約に付て権利を得ること能はざるのみならず、其書面の滞りなく到着したるや否やをも知ると能はざるを以て、

再以東京より契約成立したるとの通知を得るまでは、甚だ不確定の位置にあるものとなるべし、之に反して

契約は承諾書發送のとき成立するとすれば、右の契約

となりたる爲め電報の迂回して送ることあり、此等の場合に於ける承諾は正當の承諾と見做すへき否やと

云ふに、民法第五百二十二條は無効の承諾となし、申込者は此の承諾に束縛せらるることなし、然とも此場合に於ては申込者は遅滞なく相手方に對し、途中意外の變の爲め承諾が期日を誤りたる旨を通知するを要す、

何となれば若し此通知なきときは相手方は正當の期間内に承諾を表し、其契約は有効に成立したる積りにて萬端用意なきに居たりしに、後に至り初めて其契約の成らざりしことを知り、意外の損失を蒙ることある

へければなり、此を以て法律は申込者をして承諾遅延の旨を通知せしめ、若し申込者が此通知を怠りたる

ときは、其制裁として其承諾は延着せざりし者として契約を成立せしめ、申込者は契約に服従する義務を負ふ

に至るへければ、申込者たるもの善く注意すべき

ところなり(第五百二十二條第二項)、

成立は第二日の正午即ち大坂の商人が書面を郵便箱に

投したるときにあるを以て、大坂の商人は一日半早く

契約上の権利を得ることとなるべし、法律は成可く早く契約を成立せしめんとして承諾書投函の時を以て契約成立の時期となせり(第五百二十六條)、



# 第一刑事告訴狀書例

## 姦通告訴ノ一例

告訴狀

住所 族籍 職業

告訴人 何ノ 誰 生年月日

右何ノ 醜妻

被告人 何ノ 誰 生年月日

住所 族籍 職業

被告人 何ノ 誰 年令不詳

告訴人何處被告何ノ 醜々々ノ二名ニ對スル姦通事件ヲ  
告訴スル要旨左ニ供述仕候  
一明治何年何月何日午后何時頃告訴人何ノ 醜職用ノ爲

ヲ法律上有效ナル夫婦關係アリシコト明瞭セルヲ以  
テ爰ニ添付ス  
明治 年 月 日

右

告訴人 何ノ 誰

何地方裁判所

檢事 何 誰 殿

## 歐打創傷ノ告訴狀一例

告訴狀

住所 族籍 職業

告訴人 何ノ 誰 生年月日

住所 族籍 職業

被告人 何ノ 誰 年令不詳

告訴人何ノ 誰被告何ノ 誰ニ係リ歐打創傷ノ告訴ヲ提起

メ他出シ同午后何時頃邸宅セント門戸ヲ開ケ室内ニ  
入ラントスルモ扉閉入ル能ハス何誰ハ盜開妻何ノ 誰  
ガ斯ク閉戸セルヤヲ不思議ニ考ヘ裏口ニ至レバ入口  
ノ戸自然開ケルヲ以テ幸ニ室内ニ入り四顧スルニ與  
ナル六疊座敷ニ於テ暗キ處ニ物置ノアルヲ怪シミ妻  
何ノ 誰カ用向ノ爲メ他出中盜人ノ入來リシヤト思考  
シ現場ニ接スルニ圖ラサリキ男女互ニ枕ヲ並ヘ妻ノ  
何ノ 誰何某ト其情ヲ通スルヲ熱視セリ彼等ノ驚愕一  
方ナラズ身ヲ潜ムニ由ナク周章狼狽スルヲ捕ヘ姦通  
ノ確然タルヲ主張セ彼レ被告二名ニ對シ其亂行ヲ咎  
ムルニ唯々々々一言モ申譯ナキヲ附言スルト雖モ何  
ソヤ斯徒ニ對シ黙々ニ得ヘキヤ彼等ヲ等閑ニ付セ  
ハ益々社會ノ風俗紊亂スルハ明ナリ依テ今般刑事訴  
訟法第四十九條ニ依リ此段告訴仕候也

立 証

一告訴人何ノ 誰被告(姦婦)何誰トハ別紙戸籍謄本ニヨ

事 實

一告訴人何ノ 誰ハ被告何ノ 誰ニ對シ金何圓ノ貸金ア  
ルカ爲メ之レヲ還カニ返済方ヲ促カシタルニ時日選  
延ノミニテ期日ヲ經過スルコト一ケ年餘ナルモ尙ホ  
之レヲ辨濟セサルヲ以テ何年何月何日何時被告何ノ  
誰ノ宅ニ至リ其辨濟方ノ請求スルニ彼レハ言ヲ左右  
ニ構ヘ頻リニ雜言嘲罵ヲ加ヘ却テ告訴人ニ對シ現場  
ニ有リシ棍棒ヲ以テ歐打シ爲メニ深サ一寸長サ二寸  
五分ノ創傷ヲ負ハシメ其儘何レヒカ逃走シタル者ニ  
有之候依テ告訴人ハ直チニ何町何番地ナル醫師何ノ  
誰氏ニ診斷ヲ乞ヒ同醫師ノ診斷書ヲ受ケ今般被告何  
ノ 誰ニ對シ歐打創傷ノ告訴提起スルニ及ヒタル次第  
ニ候

立 証

一何年何月何日創傷ノ爲メ醫師何氏ニ就キ診斷ヲ求メ

治療ヲ受ケツ、アルコトハ別紙同氏ノ診断書ヲ以テ  
第一證據トス

二長ツ五四尺八寸直径一寸二分彼カ使用セシ棍棒血痕  
ヲ附着スルヲ以テ第二證據トス  
右告訴提起仕候也

明治 年 月 日

告訴人

右  
何ノ誰

何地方裁判所

檢事正

殿

家宅侵入ノ告訴狀ノ一例

告訴狀

告訴人

住所 族籍 職業  
何ノ誰  
生年月日  
住所 族籍 職業

住所姓名ハ前記ノ如クアルヲ以テ今般該人ニ對シ家

宅侵入ノ告訴ヲ提起スル次第ニ有之候

右訴狀提起仕候也

明治 年 月 日

告訴人

右  
何ノ誰

何地方裁判所

檢事正

殿

脅迫告訴狀ノ一例

告訴人

住所 族籍 (質商)  
何ノ誰  
住所 族籍 職業  
何ノ誰  
年齢不詳

被告人

告訴人何ノ誰被告何ノ誰ニ係リ脅迫ノ告訴スル要旨左  
ニ供述ス

被告人

何ノ誰

告訴人何ノ誰被告何ノ誰ニ係リ家宅侵入ノ告訴スル要  
旨左ニ供述ス

一明治何年何月午后何時雇人何ノ誰ガ裏戸ヲ閉サン爲  
メ臺所口ニ至ルニ一人ノ男突然側ヨリ現ハレ出デシ  
ニヨリ何ノ誰ハ何故無斷ニテ夜中此所ニ侵入セシヤ  
ヲ詰責セシニ彼ハ不法ニモ少々金ヲ貸與ヘラレ度ヲ  
以テ參上シタリト然ルニ怪ム可シ彼ノ如キ者ハ主人  
始メ雇人等於テ一面識モナキ者ニシテ謂ハレナク金  
錢ヲ貸與フル者アル可キ筈ナキノミナラス金錢貸  
與ヲ乞フナラハ好シヤ一面ナキト云フモ正當ニ入來  
レハ如何ト云フニ彼レハ言ヲ曖昧ニ付シ其所ヲ逃ケ  
ントスルハ至ク家人等ノ寢床スルヲ俟テ物品ヲ盜マ  
ントノ意思ヲ以テ夜中告訴人ノ裏入口ヨリ侵入シ潜  
ミ居リタル者ト思考スルニヨリ之ヲ深ク咎ムレハ前  
記ノ何ノ誰ナリト云ヒ直チニ同人宅マテ追躡シタル

事實

一何年何月何日何時前記何ノ誰ナルモノハ告訴人ノ質  
店ニ參來シ同人ノ曰ク拙者ハ嘗テ入質シタルコトア  
ルヲ以テ今回何品物(枚)ヲ入質スルニ付金十圓  
ヲ貸シ與レト申立テ成程同人ハ嘗テ入質シタルコト  
アルヲ以テ知面アルモ該請求ニハ到底應シ難キ旨ヲ  
述ヘ二圓位ナラハ貸與ヘ可シト述フレハ彼レ又強テ  
十圓貸與ヘラレ度旨ヲ申立テ候故互ニ讓歩スル事ニ  
シテ三圓丈ヲ貸與ヘルコトヲ最后ニ申入ル彼大キニ  
怒ヲ發シ今ニシテ金十圓貸與レサリトセハ(當  
家主人ヲ殺害スルノカ或ハ當家ニ火ヲ放ツ等ノ言ヲ  
吐キ大ニ決意ヲ示セシ爲メニ止ムヲ得ズ不本意ナカ  
ラ彼レニ被告ヘ十圓ヲ貸與フト雖モ其實タルヤ決シ  
テ告訴人ノ實意ヨリ出テタルモノニアラス全ク被告  
ノ亂暴ヲ防カンカ爲メニナシタルモノナルヲ以テ向  
后再ヒ斯ノ如キ手段ヲ施ラルレバ商業上困難ヲ感ス

ルニヨリ今般該被告人ハ係リ脅迫罪ノ告訴提起スル  
次第ナリ  
右訴狀提起仕候也  
明治 年 月 日

告訴人 何ノ誰

詐欺取財告訴狀ノ一例

告訴人 住所 族籍 職業  
何ノ誰  
被告人 住所 族籍 職業  
何時行術不明身分不詳  
何ノ誰  
年齢二十一位

告訴人何ノ誰詐欺取財事件ニ對シ告訴スル事由左ニ供

述ス

一告訴人何ノ誰ハ豫子テ前記ノ所ニ於テ何商ヲ營ミ居  
ルモノニ有之候處明治何年何月何日午前何時頃前記  
何ノ誰ト云フ者ナリト述ベ自分方へ來店シ桐製ノ帳  
簞箱ヲ購求スルニヨリ自宅迄持テ來レ云ニ依テ代金  
ヲ請求シタルニ該何ノ誰ハ曰ク代金ハ自宅ニ於テ支  
拂フ可シ何圓札相渡ス可クニ付何圓ツリ錢ヲ同時ニ  
持參アリ度旨述置カル、ヲ以テ告訴人ハ其指揮ニ應  
シ桐製ノ帳簞箱ト金圓ヲ該家迄持運ビタルニ前キニ  
來店セル何ノ誰ナル者出テ來タリ物品并ニツリ錢ヲ  
相渡シ代金何圓ノ支拂アランコトヲ待テツ、アルコ  
ト一時間餘然ルニ寂然トシテ人語ヲ聞カス故ヲ以テ  
大聲請求ヲナスモ返答ナシ果セルカナ該人ガ住居ト  
云ヒシハ全く虛偽シテ一時置建其付ノ空家ニ閉ハレ  
ナクモ侵入シテ恰カモ事實住居セルカ如ク裝ヒ自分  
等ノ物品并ニ金錢等ヲ詐取セル材料ニ供シ金品ハ詐

何ノ誰 生年月日

住所 族籍 職業

被告人 何ノ誰 年令不詳

告訴人何ノ誰被告何ノ誰強姦事件ニ對スル告訴ノ要旨  
左ニ疏明仕候

一明治何年何月何日午前何時頃告訴人何ノ誰ニ女れ何  
商用ノ爲メ他出シ歸途何市何區何町何丁目何番地何  
ノ誰ノ地先ヲ通行セル處突然後ヨリ何ノ誰何ナル  
者何何ニ對シ握手シ告クルニ猥褻ケ間シキ言ヲ交ヘ  
ルヲ以テ何何ハ之レヲ拒ミ避ケントスルモ避ケル能  
ハナラメ同所軒下ニ至リ強力以テ遂ニ強姦ヲ遂ケタ  
ル次第ニ有之候直ニ何ノ誰ハ何レヘカ逃走シ何ハ  
歸宅シ告訴人ナル何ノ誰ニ其事實ヲ告ケ候ニ付詳細  
取調ヘ及ビ候處其強姦セラレタルコト判明セリ依テ

取シ置口ヨリ何レヘカ持去リタル者ニ有之候依テ告  
訴人ハ其家持主ナシ何町何番地何ノ誰ニ面會シ其旨  
陳スルニ同人ハ斯ル人ニ決シテ一面モナク又貸與ヘ  
タルコト更ニナキヲ述ヘルヲ以テ詐欺ノ行爲アル  
コト確然ナリト思考シ此ニ刑事訴訟法第四十九條ニ  
依リ此段告訴提起ニ及候也  
明治 年 月 日

告訴人 何ノ誰

強姦告訴狀ノ一例

告訴人 住所 族籍 職業  
何ノ誰  
生年月日  
右同居何ノ誰何女

刑罰訴訟法第四十九條ニ依リ告訴提起仕候次第ニ有之候

明治 年 月 日

告訴人 何ノ誰

何地方裁判所

檢事正 殿

私印盗用行使詐欺取財告

訴狀ノ一例

告訴狀

住所 族籍 職業

告訴人 何ノ誰

生年月日

住所 族籍 職業

被告人 何ノ誰

革命不詳

何地方裁判所

檢事正 某殿

### 第二諸願届書式

私生子認知届

住所 族籍 職業

母 何ノ誰

私生子 胎兒

右胎兒認知候間別紙ノ承諾書相添此段及御届候也

明治 年 月 日

住所 族籍 職業

認知者 何ノ誰 生年月日

戸籍吏何ノ誰殿

養子縁組届

住所 族籍 職業

告訴人何ノ誰被告人何ノ誰ニ係リ私印盗用行使詐欺取財告訴ノ要旨左ニ供述仕候

一告訴人何ノ誰ハ嘗テ取引先キナル何區何町何丁目何番地何商何ノ誰ヨリ商品買受ケ居ルモノニ有之候買求メノ節ハ必ズ告訴人ノ注文書ニ印影ヲ捺捺シ而シテ手代ナル何ノ誰被告人ニ取引方ヲ命スルヲ常トスヲ好機トシ明治何年何月何日告訴人ノ依頼ナキニモ拘ハラヌ告訴人ノ押捺スル印影ヲ窃盗シ該取引先ナル何ノ誰方ニ臨ミ告訴人ノ命ト偽リ(商品)ヲ詐取シ其儘何レニカ逃走シ本日ニ至ルモ未タ歸宅セサルヲ以テ其行爲ハ私印盗用詐欺取財ナリト思考スルヲ以テ止ムヲ得ス今回告訴ニ及ヒタル次第ニ之有候  
右告訴提起仕候也

明治 年 月 日

告訴人 何ノ誰

養父 何ノ誰 生年月日

養母 何ノ誰 生年月日

養子 何ノ誰 生年月日

右實父 何業 何ノ誰

右實母 何 何

右養子縁組候間別紙何々同意證書相添此段御届候也

明治 年 月 日

何ノ誰 誰印

何ノ誰 誰印

何ノ誰 誰印

生年月日

紙何々同意證書相添此段及御届候也

明治年月日

証人 住所 族籍 職業 誰印 生年月日

戸籍吏何ノ誰殿

養子離縁届

住所 族籍 職業

養父 何ノ誰 生年月日

養母 何ノ誰 生年月日

養子 何ノ誰 生年月日

住所 族籍 職業

實父 何ノ誰 生年月日

同實母 何ノ誰 生年月日

右明治何年何月何日縁組候處今般協議ノ上離縁候間別

紙何々同意證書相添此段及御届候也

明治年月日

何ノ誰印 何ノ誰印 何ノ誰印

住所 族籍 職業

証人 何ノ誰印 生年月日

住所 族籍 職業

証人 何ノ誰印 生年月日

戸籍吏何ノ誰殿

婚姻届

住所 族籍 職業

夫 何ノ誰 生年月日

生年月日

戸籍吏何ノ誰殿

入夫婚姻届

住所 族籍 職業

妻 何ノ誰 生年月日

住所 族籍 職業

右父 何ノ誰 生年月日

右母亡 何ノ誰 生年月日

夫 何ノ誰 生年月日

右父亡 何ノ誰 生年月日

右母 何ノ誰 生年月日

右入夫婚姻候間別紙何々同意證書相添此段及御届候也

明治年月日

右父 何業 何ノ誰 住所 族籍 職業

右母 何ノ誰 生年月日

右父 何業 何ノ誰 住所 族籍 職業

右母 何ノ誰 生年月日

右婚姻候間別紙何々同意證書相添此段及御届候也

明治年月日

何ノ誰印 何ノ誰印

住所 族籍 職業

証人 何ノ誰印 生年月日

住所 族籍 職業

証人 何ノ誰 生年月日

生年月日

住所 族籍 職業

兄 何ノ誰

父 何ノ誰

母 何ノ誰

右明治何年何月何日婚姻候處今般協識ノ上離婚候間別

紙何々同意書相添此段及御届候也

明治年月日

何ノ誰印

何ノ誰印

住所 族籍 職業

證人 何ノ誰印

生年月日

住所 族籍 職業

證人 何ノ誰印

生年月日

戸籍吏何ノ誰殿

婚姻届

住所 族籍 職業

夫 何ノ誰

生年月日

右父 何業 何ノ誰

右母 何業 何ノ誰

妻 何業 何ノ誰

戸籍吏何ノ誰殿

後見開始届

住所 族籍 職業

被後見人 何ノ誰

生年月日

住所 族籍 職業

後見人 何ノ誰

生年月日

右何ノ誰ニ對シ親權ヲ行フ者ナキニ因リ年月日後見開

始同月日遺言ニ因リ就職候間別紙後見人指定ニ關スル

遺言ノ原本相添此段及御届候也

明治年月日

何ノ誰印

戸籍吏何ノ誰殿

後見人更迭届

住所 族籍 職業

被後見人 何ノ誰

生年月日

前任後見人 何ノ誰

住所 族籍 職業

後任後見人 何ノ誰

生年月日

右何ノ誰ニ對シ親權ヲ行フ者ナキニ因リ年月日後見開

始同年月日前任者ト更迭就職候間別紙何々書而相添此

段及御届候也

明治年月日

何ノ誰印

戸籍吏何ノ誰殿

後見人任務終了届

住所 族籍 職業

被後見人 何ノ誰

生年月日



承認證書和添此段及御届候也

後見人

住所 族籍 職業  
何ノ誰  
生年月日

右ハ何年何月何日就職ノ處何年何月何日何々ニ因リ任  
務終了候間此段御届候也

明治 年 月 日

何ノ誰

戸籍吏何ノ誰殿

隱居届

住所 族籍 職業  
何ノ誰  
生年月日

隱居者

家督相續人

何ノ誰  
生年月日

右謹備病氣ニ因リ家政ヲ執ルニ能ハサルニ付キ裁判所  
ノ許可ヲ得テ隱居候間別紙裁判ノ謄本及ビ家督相續人

承認證書和添此段及御届候也

明治 年 月 日

何ノ誰印

戸籍吏何ノ誰殿

失踪届

住所 族籍 職業  
何ノ誰  
生年月日

失踪者

生年月日

右何ノ誰ニ對スル何年何月何日失踪宣告ノ裁判同年何  
月何日確定候ニ付別紙裁判ノ謄本和添此段及御届候也

明治 年 月 日

住所 族籍 職業  
何ノ誰  
生年月日

宣告請求者

生年月日

戸籍吏何ノ誰殿

死亡届

住所 族籍 職業  
何ノ誰  
生年月日

死亡者

生年月日

右謹備何年何月何日何時何市何區何町何番地ニ於テ死  
亡候間別紙醫師ノ診斷書相添此段及御届候也

明治 年 月 日

何ノ誰  
生年月日

生年月日

戸籍吏何ノ誰殿

家督相續届

住所 族籍 職業  
何ノ誰  
生年月日

家督相續人

生年月日

右ハ何年何月何日前戸主交何ノ誰隱居ニ因リ家督相續  
候間此段及御届候也

承認證書和添此段及御届候也

明治 年 月 日

何ノ誰印

戸籍吏何ノ誰殿

失踪届

住所 族籍 職業  
何ノ誰  
生年月日

失踪者

生年月日

右何ノ誰ニ對スル何年何月何日失踪宣告ノ裁判同年何  
月何日確定候ニ付別紙裁判ノ謄本和添此段及御届候也

明治 年 月 日

住所 族籍 職業  
何ノ誰  
生年月日

宣告請求者

生年月日

戸籍吏何ノ誰殿

明治 年 月 日

何ノ誰

戸籍吏何ノ誰殿

推定家督相續人廢除届(其二)

住所 族籍 職業  
何ノ誰長男何業  
生年月日

何ノ誰長男何業

推定相續人

生年月日

何ノ誰被相續人ニ對シテ虐待ヲ爲シタルニ因リ何年何  
年何日推定家督相續人廢除ノ裁判確定候間別紙裁判ノ  
謄本相添此段及御届候也

明治 年 月 日

生年月日

被相續人

戸籍吏何ノ誰殿

推定家督相續人廢除届(其二)

何市何區何町何丁目何番地戸主何ノ誰  
(何年何月何日死亡)長男

何ノ誰

生年月日

右何誰家名ニ汚辱ヲ及ボスベキ罪ニ因リテ刑ニ處セラ  
レタルガ爲メ年月日推定家督相續人廢除ノ裁判確定候  
間別紙裁判ノ謄本相添此段及御届候也

明治 年 月 日

住所 族籍 職業

遺言執行者 何ノ誰叔父 何ノ誰

戸籍吏何ノ誰殿

家督相續人指定届

住所 族籍 職業

指定家督相續人 何ノ誰

生年月日

六十二

右ハ法定ノ推定家督相續人ナキニ付家督相續人ニ指定  
候間此段及御届候也

明治 年 月 日

住所 族籍 職業

被相續人 何ノ誰兄 何ノ誰

戸籍吏何ノ誰殿

家督相續人指定取消届

住所 族籍 職業

指定家督相續人 何ノ誰

生年月日

右ハ年月日家督相續人何ノ誰生年月日右ハ年月日家督  
相續人ニ指定候處今般取消候間此段及御届候也

但家督相續人指定ノ登記ハ取消相成度此段併テ申請  
候也

明治 年 月 日

入籍届(其二)

住所 族籍 職業

入籍スベキ家ノ戸主 何ノ誰

生年月日

廢家ノ上入籍 何ノ誰弟 何ノ誰

生年月日

右入籍候間別紙何々同意證書相添此段及御届候也

明治 年 月 日

住所 族籍 職業

戸籍吏何ノ誰殿

入籍届(其三)

住所 族籍 職業

何ノ誰

生年月日

右ハ何兄何市何區何町何番地戸主何ノ誰(生年月日)

六十三

住所 族籍 職業

指定取消人 何ノ誰兄 何ノ誰

生年月日

戸籍吏何ノ誰殿

入籍届(其三)

住所 族籍 職業

入籍スベキ家ノ戸主 何ノ誰

生年月日

廢家ノ上入籍 何ノ誰  
何ノ誰  
何ノ誰

生年月日

右入籍候間別紙何々同意證書相添此段及御届候也

明治 年 月 日

住所 族籍 職業

戸籍吏何ノ誰殿

入籍スベキ者

何ノ誰

生年月日

右入籍候間別紙何々同意証書相添此段及御届候也

明治 年 月 日

何ノ誰

戸籍吏何ノ誰殿

離籍届(其二)

住所 籍族 職業

何ノ誰

生年月日

何ノ誰ト共ニ家ヲ去ル 妻 ね

生年月日

右何ノ誰何年何月何日戸主ノ同意得スシテ婚姻ヲ爲シタルニ因リ離籍候間此段及御届候也

明治 年 月 日

離籍ニ因ル一家創立届

住所 族籍 職業

離籍ヲ爲シタル戸主 何ノ誰

生年月日

住所 族籍 職業

一家創立者 何ノ誰長男 何ノ誰

生年月日

何ノ誰ノ家ニ入ル何ノ誰ノ養女 ね 何

生年月日

右ハ何ノ誰ノ同意ヲ得スシテ養子ヲ爲シタルカ爲メ明治年月日離籍セラレタルニ因リ一家創立候間此段及御届候也

明治 年 月 日

何ノ誰

戸籍吏何ノ誰殿

六十四

戸主

何ノ誰

生年月日

戸籍吏何ノ誰殿

離籍届(其三)

住所 族籍 職業

何ノ誰

生年月日

何ノ誰ト共ニ家ヲ去ル 何ノ養女 ね 何

生年月日

右何ノ誰何年何月何日戸主ノ同意ヲ得スシテ養子ヲ爲シタルニ因リ離籍候間此段及御届候也

明治 年 月 日

戸主

何ノ誰

生年月日

戸籍吏何ノ誰殿

復籍拒絶届

住所 族籍 職業

何ノ誰

生年月日

右何ノ誰年月日戸主ノ同意ヲ得スシテ養子ト爲リタルニ因リ復籍拒絶候間此段及御届候也

明治 年 月 日

住所 族籍 職業

實父 何ノ誰

生年月日

戸籍吏何ノ誰殿

復籍拒絶ニ因ル一家創立届

住所 族籍 職業

何ノ誰

生年月日

拒絶者

住所 族籍 職業

六十五

シテ他家ニ入リタルガ爲メ復籍スルコト能ハサルニ付  
一家創立候間此段及御届候他

明治年月日

何ノ誰

戸籍吏何ノ誰殿

離籍届

住所 族籍 職業

廢家人 何ノ誰

生年月日

何ノ誰妻 お 何

生年月日

住所 族籍 職業

何ノ誰ノ入ルベキ家ノ戸主 何ノ誰

生年月日

右廢家候間別紙家督ニ因リテ戸主ト爲リタル者ニ非ラ  
ルコトノ説明書相添此段及御届候也

何ノ誰

生年月日

右ハ離縁ニ因リ實家ニ復籍致可ノ處父何ノ誰ノ同意ヲ  
得スシテ養子ト爲リタルガ爲メ年月日復籍離縁セラレ  
タルニ因リ一家創立間此段及御届候也

明治年月日

何ノ誰

戸籍吏何ノ誰殿

廢家ニ因ル一家創立届

住所 族籍 職業

廢家ノ最終ノ戸主 何ノ誰

生年月日

住所 族籍 職業

一家創立者 何

生年月日

右ハ離婚ニ因リ實家ニ復籍可致處兄何ノ誰年月日廢家

明治年月日

何ノ誰印

戸籍吏何ノ誰殿

絶家及ヒ一家創立届

住所 族籍 職業

絶家最終ノ戸主亡 何ノ誰

生年月日

住所 族籍 職業

一家創立者 甥 何ノ誰

生年月日

何ノ誰妻 お 何

生年月日

右何ノ誰家督相續人ナキニ因リ年月日絶家候ニ付一家  
創立候間此段及御届候也

明治年月日

何ノ誰

シテ他家ニ入リタルガ爲メ復籍スルコト能ハサルニ付  
一家創立候間此段及御届候他

明治年月日

何ノ誰

戸籍吏何ノ誰殿

離籍届

住所 族籍 職業

廢家人 何ノ誰

生年月日

何ノ誰妻 お 何

生年月日

住所 族籍 職業

何ノ誰ノ入ルベキ家ノ戸主 何ノ誰

生年月日

右廢家候間別紙家督ニ因リテ戸主ト爲リタル者ニ非ラ  
ルコトノ説明書相添此段及御届候也

戸籍吏何ノ誰殿

分家届

住所 族籍 職業

本家ノ戸主 何ノ誰

住所 族籍 職業

分家ノ戸主トナルベキ者何ノ誰弟 何ノ誰

生年月日

住所 族籍 職業

右父 何ノ誰

右母 お 何

分家ノ家族ト爲ルベキ者何ノ誰妻 お 何

生年月日

住所 族籍 職業

右父 何ノ誰

右母亡 何

右分家候間別紙戸主ノ同意證書相添此段及御届候也

明治 年 月 日

戸籍何ノ誰殿

何ノ誰印

絶家再興届

住所 族籍 職業

絶家最終ノ戸主亡

住所 族籍 職業

絶家再興人 何ノ誰殿

生年月日

右何ノ誰家督相續人ナキニ因リ年月日絶家候處今般同家ヲ再興候間別紙戸主ノ同意証書相添此段及御届候也

明治 年 月 日

戸籍更何ノ誰殿

何ノ誰

氏復舊届

復舊前ノ氏名

何ノ誰

復舊シタル氏

何ノ誰

右ハ何々(復舊ノ原因)ニ依リ明治年月日何府ノ許可ヲ得テ前記ノ通復候間別紙許可書ノ謄本相添此段及御届候也

明治 年 月 日

住所 族籍 職業

何ノ誰

生年月日

戸籍更何ノ誰殿

名改稱届

改稱前ノ氏名

何ノ誰

改稱シタル名

何ノ誰

右ハ何々(改稱ノ原因)ニ因リ明治年月日何府ノ許可ヲ得テ前記ノ通改稱候間別紙許可書ノ謄本相添此段及御届候也

明治 年 月 日

住所 族籍 職業

何ノ誰印

生年月日

戸籍更何ノ誰殿

族稱變更届

住所 族籍 職業

新族稱士族  
舊族稱華族

何ノ誰

生年月日

右明治年月日華族ニ列セラレ候間別紙辭令謄本相添此段及御届候也

明治 年 月 日

戸籍更何ノ誰殿

何ノ誰印

身分登記變更ノ申請

住所 族籍 職業

何ノ誰

戸籍更何ノ誰殿

生年月日

何ノ誰

轉籍届

住所 族籍 職業

何ノ誰

生年月日

妻

何

生年月日

轉籍地 何市何區何町何番地

右轉籍候間別紙戸籍ノ謄本相添此段及御届候也

明治年月日

何ノ誰印

戸籍吏何ノ誰殿

本籍地變遷

市何區何町何番地

同市同區同町同番地

右ノ通大... 此段及御届候也

明治年月日

住所 族籍 職業

何ノ誰

生年月日

戸籍吏何ノ誰殿

就籍届

住所 族籍 職業

何ノ誰

右ハ是迄届出ノ闕漏ニ因リ本籍ヲ有セザリシ處明治年月日就籍許可ノ裁判確定候間別紙裁判ノ際本相添此段及御届候也

右父

何ノ誰

右母

何

明治年月日

何ノ誰

生年月日

戸籍吏何ノ誰殿

法律顧問終

十六年三月十四日印刷  
六年三月十日發行

正價金三十五錢

神田區江川町六番地

佐賀山文太郎

日本橋區小傳馬上町廿三番地

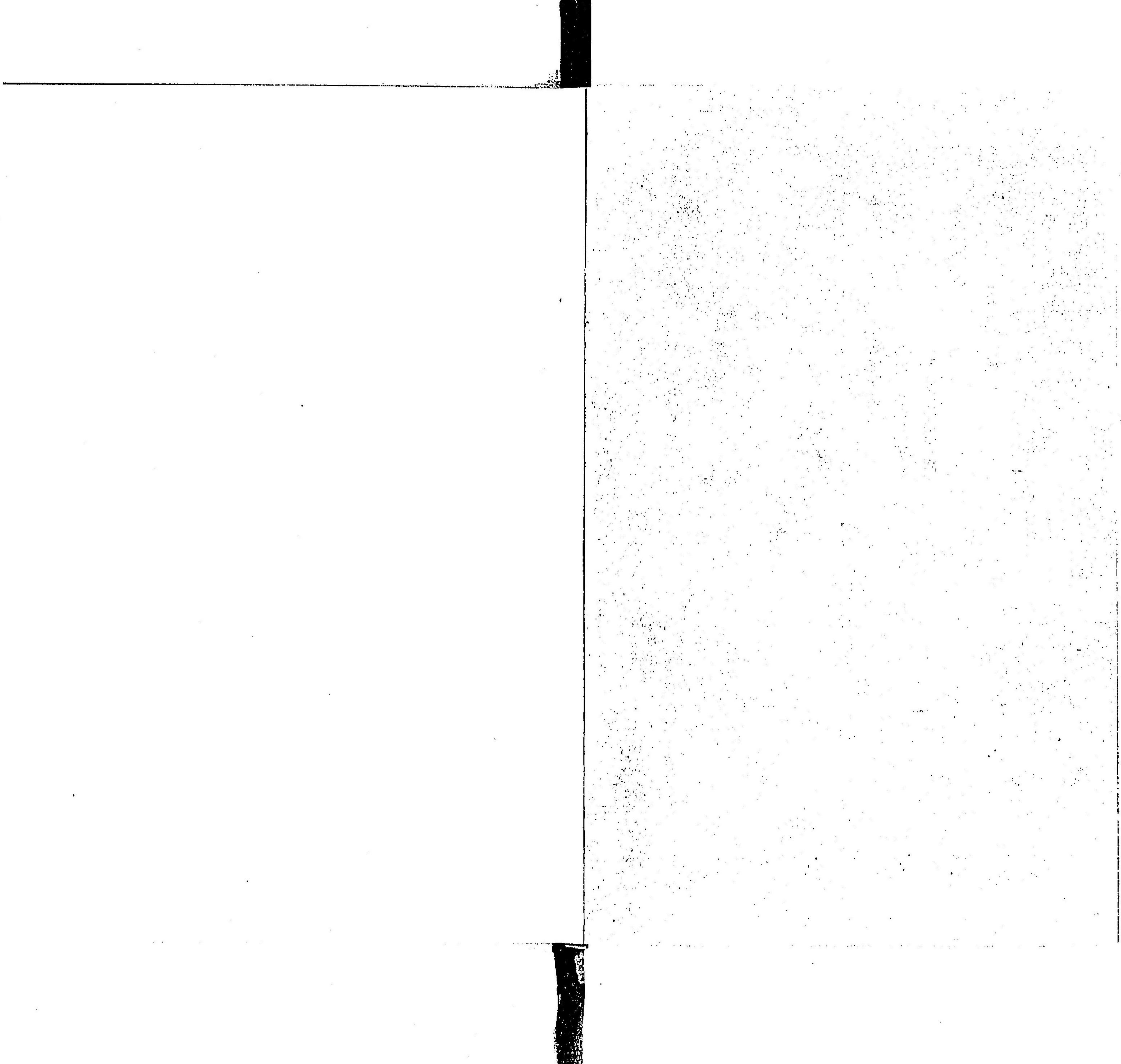
敬業堂

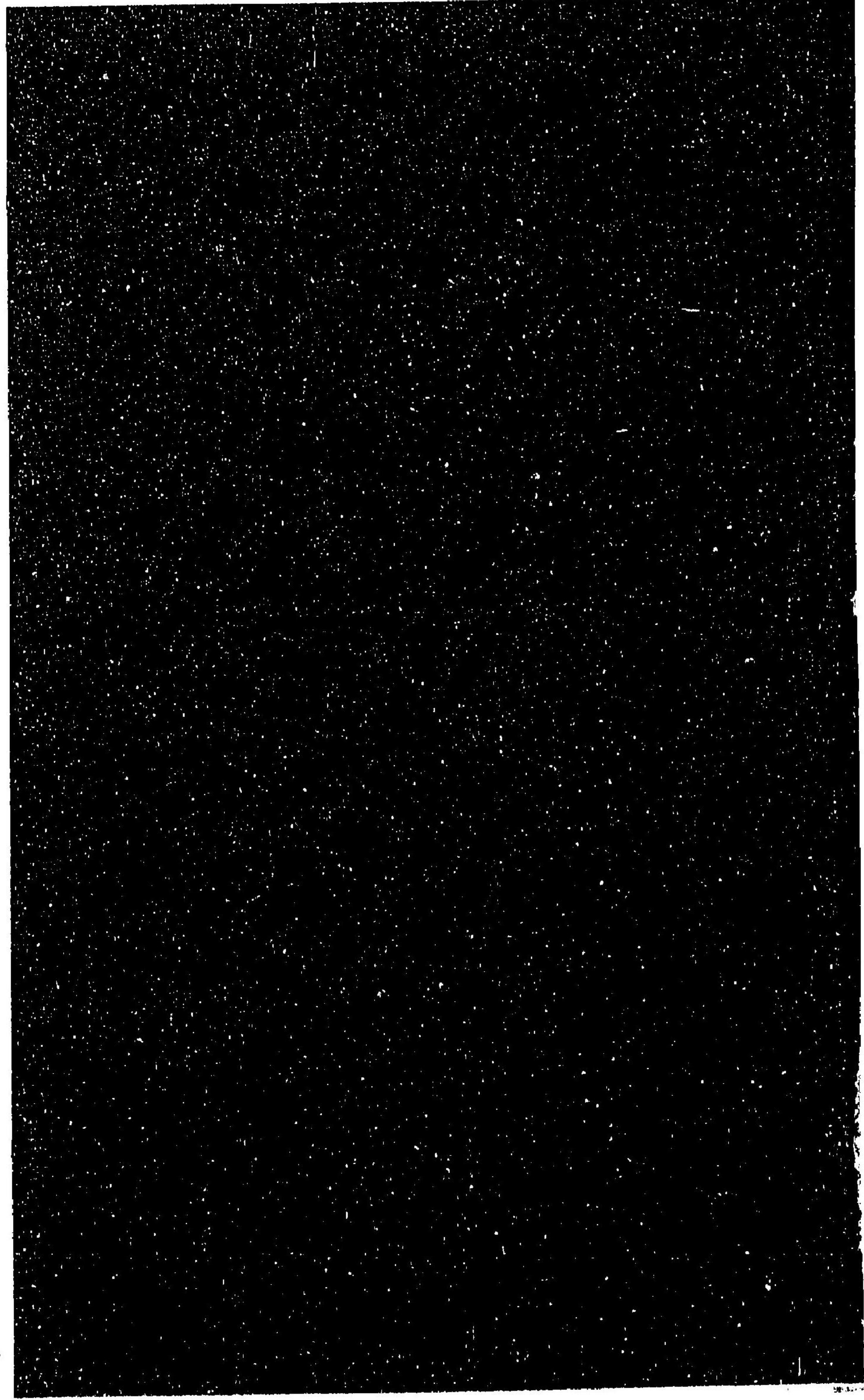
印刷所

編輯人 兼 發行所 印

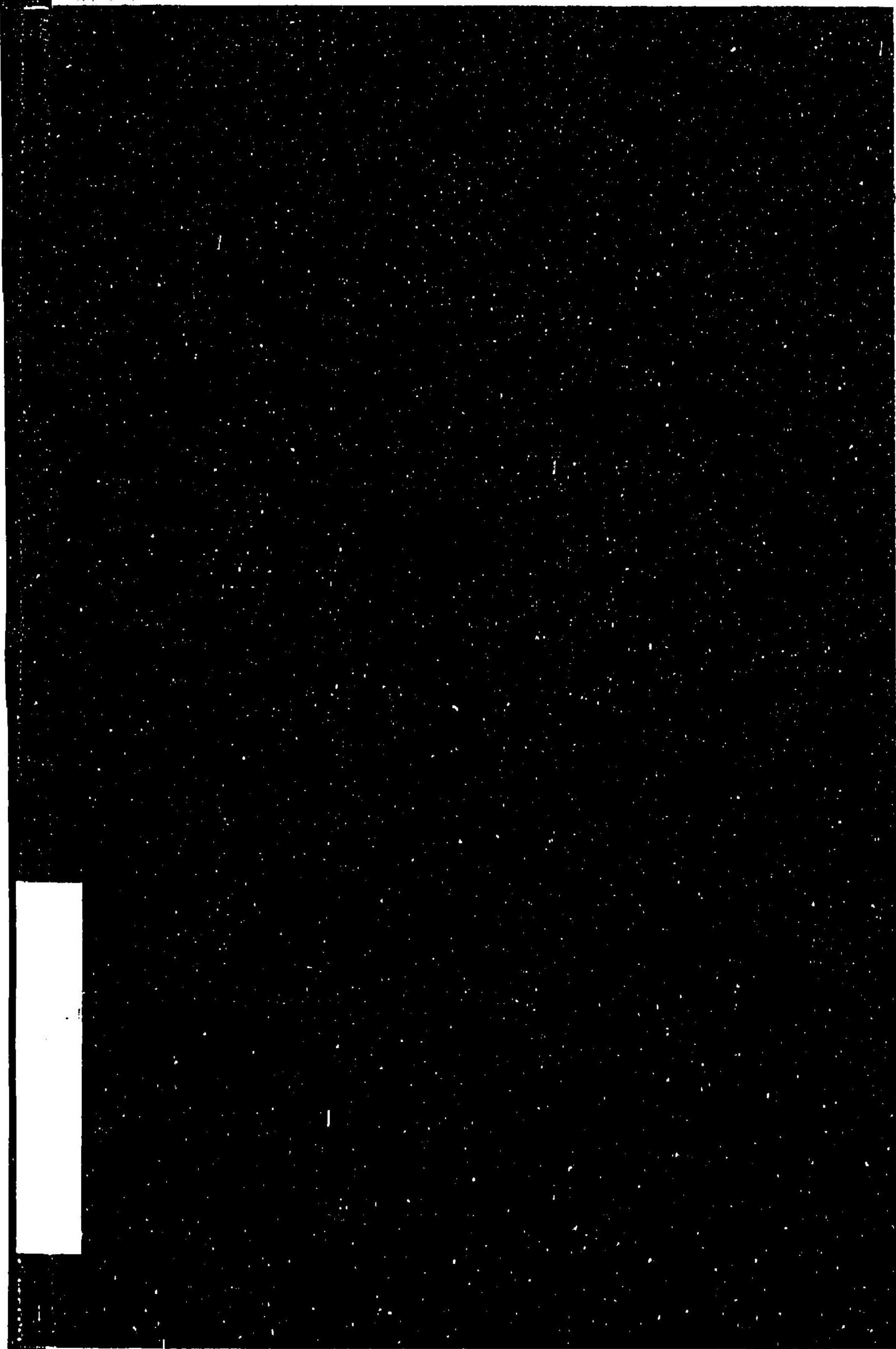
下谷區御徒士町一丁目三十四番地

中央書局









[Redacted text]

特17

840

法律顧問

国立国会図書館

030079-000-3

特17-840

法律顧問

佐賀山 文太郎／編

M36

BBA-0523



